

明治年月日  
達濟

明治十九年

月 日受十一月六日起案  
月五日決

主任内務部第貳課轄牛中川嘉吉



部長

幕參深

課長名前

木掛



吉岡天皇御内務事務局長  
安徳天皇御内務事務局長  
佐々木事務局長  
新井工事局長  
支上由

廻議署紙

山口縣廳

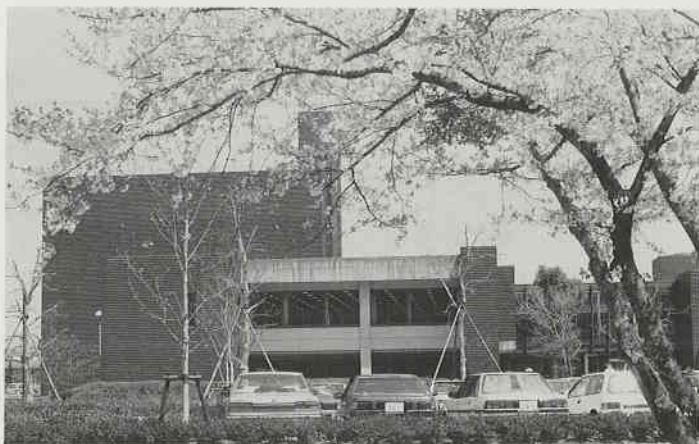
018

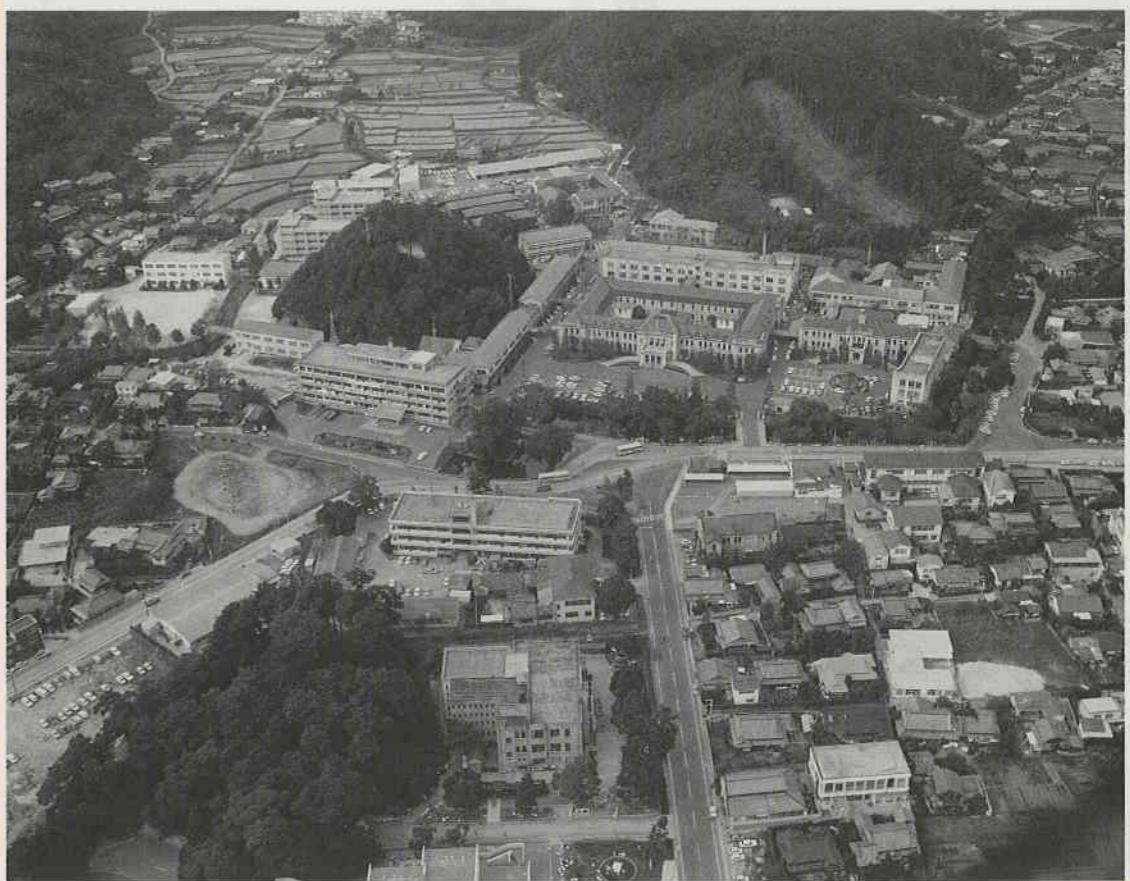
# 山口県文書館の30年

開館30周年記念

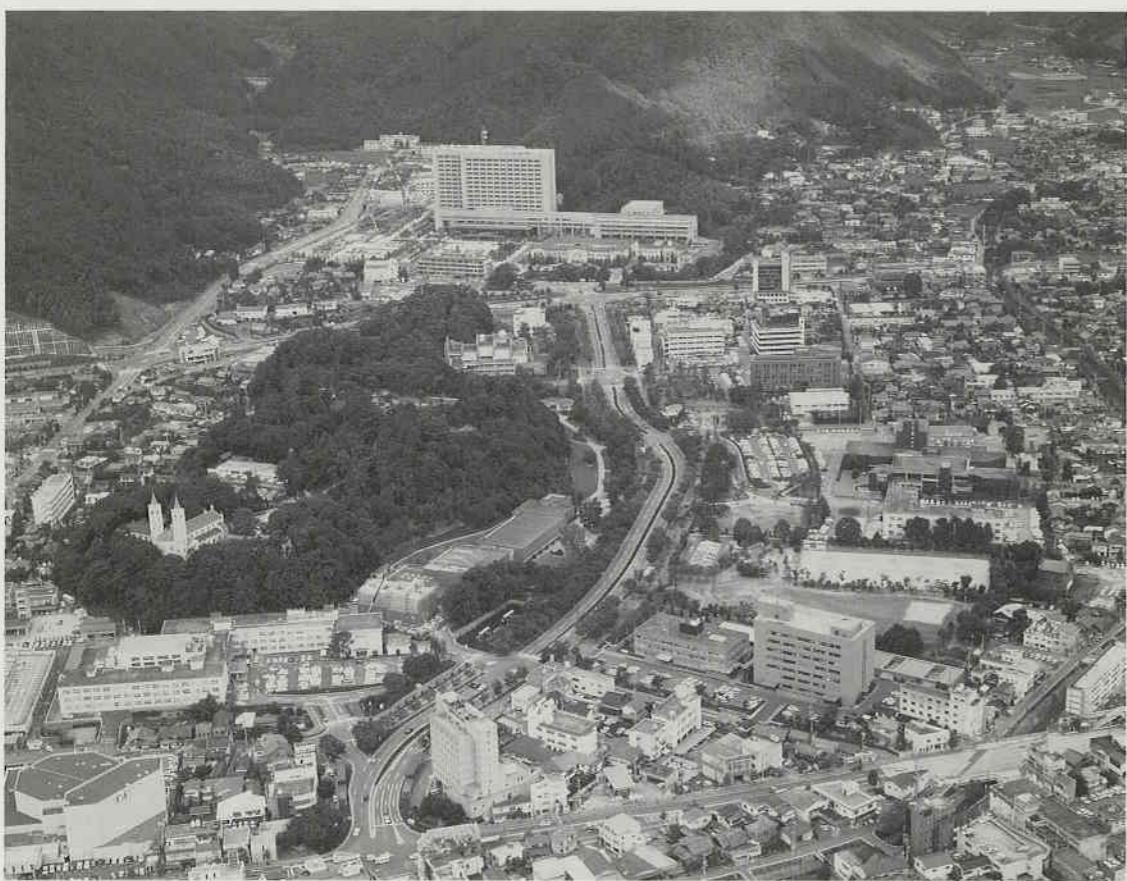
# 山口県文書館の30年

開館30周年記念



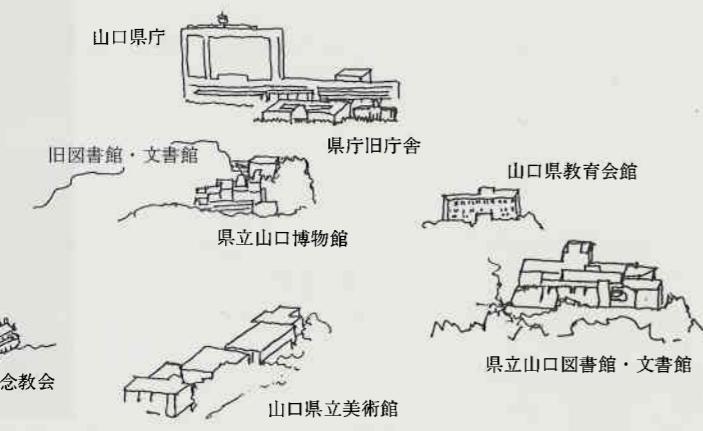


昭和43年



平成元年

提供：山口県企画部広報課



3



2

## 文書館開館

# 30周年にあたつて

山口県文書館長 那須 敬

山口県文書館は、昭和三十四年に開設され、今年度、記念すべき三十周年を迎えた。

人間でいえば、一世代が経過したことに当たります。これを機会に、みずから軌跡を年譜にまとめて振り返ってみるとことといたします。三〇年前に、るべき先例も見当たらない中で、文書館制度の創設に英知を傾けた先輩の先見性と、前人未踏の路線の敷設と確立に、また社会へのアピールとPRに、あるいは、日常の業務の推進に苦心をした嘗みを振り返ってみると、その情熱と活動の多様さに敬服するものであります。一方では、果たしてこれでよかつたのだろうか、という新しい課題と疑問も生じてくるのであります。

文書館の使命は申すまでもなく、歴史的に重要な文書を調査、収集、整理、保存し、研究者などの閲覧利用に提供することですが、この基本体制が十分に遂行されただろうかというのが第一の反省点です。

当館では、これまで業務を大きく分けて

- ①文書の調査・収集
- ②整理・保存
- ③閲覧・提供、レファレンス・サービス
- ④復刻・出版
- ⑤研究・調査

としてまいりました。このうち重点を置くべきところはどこなのか。限られた予算とスタッフのなかで、いかにバランスを取るべきか。これまでの軌跡を再点検することが、今日、三〇年を経過しての段階での大きな課題です。

また、文書館は過去の文書記録にのみ目を向けているだけでは済まされません。情報の伝達手段が多様化してきた現在、日々生まれ出される文書記録を、どのような範囲にわたって、どういう形で文書館に収集し、保存し、提供していくのか。まさに現時点にあつての取り組みが緊要になってきております。

ようやく一昨年、歴史資料の保存利用を行政の責務とする「公文書館法」が制定され、全国的にも文書館が次々建設されようとしております。当館も、こうした全国的な流れと視野に立つて、望ましい文書館を求めて努力を続けてまいりますが、そのためには、利用者をはじめとする各方面のご協力が不可欠です。どうぞ、この小冊子を手がかりに、文書館についてご理解いただき、ご助言、ご助力をお寄せくださいようお願いいたします。



# 目次

## 目 次

文書館周辺	2
文書館開館30周年にあたって	4
山口図書館郷土資料室	8
文書館設立の構想	9
昭和34～35年度	10
文書館条例と文書引継規程	12
『注進案』の刊行開始	13
昭和36～37年度	14
『文書館概要』の作成	16
『手利家文庫目録』の公刊	17
昭和38～39年度	18

「目で見る山口県の歴史展」開催	20
『県政史』の編集開始	21
昭和40～41年度	22
『文書館ニュース』の発刊	24
研究職への移行	25
昭和42～45年度	26
地方調査員制度の創設	27
文書取扱者講習会の開催	30
昭和46～49年度	31
新しい館舎への移転	36
「史料協」創立大会の開催	37
昭和50～63年度	38
古文書講座の開催	52
三〇周年記念事業の実施	53
平成元年度	54
山口県文書館の文書架蔵状況(1)	56
山口県文書館の文書架蔵状況(2)	58
山口県文書館の文書架蔵状況(3)	60
県内公立図書館等の文書架蔵状況	62
編集後記	64



# 山口図書館郷土資料室

「文書館の前史は図書館の郷土資料室から誕生し

日本最初の文書館は、図書館の郷土資料室から誕生しました。

県立山口図書館は、明治三六年（一九〇三）の開館以来、文書資料の収集を積極的に行って、昭和四年（一九二九）の春日山新館舎での業務開始時には、その三階に「郷土志料室」を特設しています。これによつて、県庁内に伝存していた旧藩関係の行政文書の移管と整理が進み、同八年までに、三冊の『郷土志料目録』と『郷土研究関係図書目録』を刊行しています。

また、「郷土志料室」を開設した年には、「防長史談会」の創立に係わつて、その事務局を担うなど、一段と郷土史研究を支援する体制を強めています。

その後、同一二年には、この「郷土志料室」内に、「山口県史編纂室」を開設し、県内外の史料調査と贋写を進め、明治期の県庁文書の移管も実現しています。この県史の編集は戦争で中断しましたが、事業の過程で、とくに県下各地に伝来した諸家文書の寄贈を受けて、著しく文書資料の収蔵量を増やしています。

戦後は、同二七年に旧藩主毛利家から長州藩政文書の「毛利家文庫」五万点余が山口県に寄託され、そのまま山口図書館に移管されて、その積極的な保存と公開が検討されるようになりました。

また、同三一年には、大正・昭和戦前期の県庁文書の移管を実現し、翌三年からは、山口県の農業発達史料調査事業に参加して、多くの諸家文書の寄贈を受けています。

## 文書館設立の構想 — 欧米のアーカイブスの研究から —

「毛利家文庫」五万点余の受託を実現した山口県は、早速その積極的な管理保全と公開利用の方法を検討し始めました。昭和二八年（一九五三）に新発足した山口県地方史学会も、同三〇年には、「地方資料の保存と史料館の設立」を請願していました。

「毛利家文庫」を受け入れた県立山口図書館では、とりあえず郷土資料室を同二年に開設して対応するとともに、従来から集めてきた多くの文書資料の活用をも考え合わせ、本格的な保存利用機関として、諸外国のアーカイブス（文書館）制度を研究し始めます。

ヨーロッパ諸国で発達してきた文書館制度の実際を伝える日本語の文献は全く無かつたため、当時の鈴木賢祐館長は、渡辺秀忠司書らと「文書館関係論文」七編や、とくに「米国全国文書館処務手続の手引」を翻訳するところから着手しました。

その成果は、ガリ版刷りの二冊にまとめて同三三年三月に公表し、文書館制度導入の必要性を説く論文を、「図書館界」や「山口図書館だより」など、図書館界の各種機関誌上に発表して、山口県に文書館を設立する構想を固めています。

この文書館構想は、ときの小沢太郎知事に聞き入れられ、知事のアメリカ公文書館の視察を経て、一年後に実現することになりました。まさに、日本最初の文書館の誕生です。その発音も、「モンジョ」館と、伝統的な読み方を採用しています。所蔵する古文書を誇つての「コモンジョ」館でもなく、県庁文書など、現代的な読み方

こうして、文書資料の比重が山口図書館全蔵書の二〇パーセントにも及んだことと、図書資料とはおのずから取り扱いが異なるものであることから、これら文書資料をより一層専門的に管理・運営する機関として、ついに文書館が構想されることになります。



中河原に残る旧山口図書館の赤レンガ書庫  
県庁文書課から移管を受けた戦前期の行政文書は、ここに収蔵されて、文書館の創設を待ちました。  
昭和63年撮影。



春日山に新築された山口図書館の3階に掲げられた「郷土志料室」の表札  
後に「郷土資料室」と改称されました。昭和4年。



山口図書館（春日山）の「郷土志料室」が刊行した3冊の『郷土志料目録』。昭和4~8年。



毛利家文庫文書のメチールプロマイド燐蒸  
寄託された5万点余の文書に、初めて殺虫処理をして、書架に収蔵しました。昭和29年。

### 山口県文書館の構想

久しく懸案であった書庫増築計画が具体化するにつれて、県文書館創設の問題も大きくクローズアップされて來た。これについての目下の構想はつぎのようなものである。広くご叱正を仰ぎたい。

(一) 文書館設置理由と目的

1. 山口図書館蔵書の五分の二、約九万点が文書記録であって、大内時代の文書、藩政時代の公記録としての毛利文書、明治以後の財政記録、その他市町村や民間庶民資料に及ぶ。
2. 文書記録は、本県古今の行政、産業、経済、社会、文化各般の発達経路を物語る原資料として価値が高い。
3. 文書記録は、一般図書と根本的に性格が違うので、別途に管理する必要がある。
4. 特に現代資料の骨格として、県庁記録（教育委員会を含む）の保全の要があるが、これは文書館に引継いで集中管理するべきである。
5. 更に広く全県的に文書記録を収集して、総合的に整理して、県政の参考に供するとともに、広く県民一般の求められる情報を提供する。

(二) 文書館の機能と施設

1. 文書館は図書館と別個で、併立的のものとする。但し機能上は表裏一体的に連繋させる。
2. 国下の客観情勢を充分考慮に入れた上、最少限の職員として文書館に館長一、主事一、専門職員五、助手五程度の職員を要求する。
3. 文書館の建物は、先進文化諸国に見られるような、合目的的なものが必要である。将来は独立にこれを設け、耐震、耐火、防湿等に留意し、すくなくも管理室、資料収蔵室、資料整理室、閲覧研究室、展示室、講議室、消毒室、燐蒸室、写真室等を配置し、資料収蔵庫は文書の特殊性を充分考慮した綿密な施設、設備を施す。但し、最も合目的的、経済的なものを設計するまでは相当の調査期間を置き、さし当たっては、図書館の書庫増築によって生じる余裕空間を利用する。

（『山口図書館だより』43号）

「史料館」の設立を請願した山口県地方史学会の起案書発足して2年目の地方史学会は、歴史資料の収集保存と山口図書館が蔵する豊富な郷土資料の効果的な管理運用を求めて、「史料館」の設立を請願しました。昭和30年。

館の表札が、藤本教育長の手によって、門柱に掛けられました。全国最初の文書館の開設です。



文書館の開館式

山口県文書館設置条例が、三月一六日の県会で可決・成立したことを受け、同三一日には、県立山口図書館で、小沢知事をはじめ、関係者が参加して、開館式を行いました。真新しい「山口県文書

4. 山口県文書館設置条例を施行・開館  
4. 山口県文書館規則を施行  
10. 文書館専任職員を配置  
12. 文書館設置に伴う書庫増設工事が竣工  
12. 山口図書館からの引継文書の移動を開始



書庫増築工事の起工式

3月31日、文書館開館式に合わせて、山口図書館の書庫増築工事の起工式

新書庫の完成

一二月一八日、従来の四階建の書庫に並んで、五階建の新書庫が竣工しました。外部は鉄筋コンクリート造五階建、書架は鋼板製積層式。書庫延面積は九七〇平方メートルでした。文書館は、この新書庫の五階と、従来の旧書庫の四・五階を使つことになります。(提供・山口図書館)



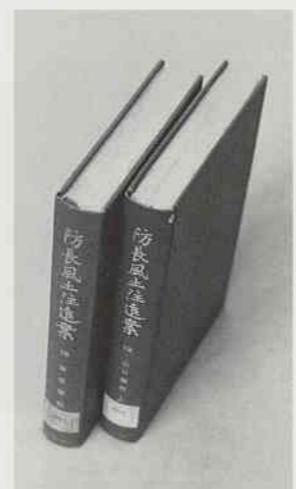
11. 日本国学術会議が「公文書散佚防止について」を勧告  
11. 山口県地方史学会が県教委選奨を受賞

この年 昭和34年度

- 4. 山口県文書館設置条例を施行・開館
- 4. 山口県文書館規則を施行
- 10. 文書館専任職員を配置
- 12. 文書館設置に伴う書庫増設工事が竣工
- 12. 山口図書館からの引継文書の移動を開始

この年 昭和35年度

- | この年 昭和35年度           |                   |
|----------------------|-------------------|
| 4.                   | 閲覧提供業務を開始         |
| 5.                   | 県庁行政文書の移管を開始      |
| 5.                   | 『防長風土注進案』の復刻刊行に着手 |
| 7.                   | 三浦家文書(地頭)を受託      |
| 8.                   | 阿武家文書(庄屋)を受贈      |
| 11.                  | 『防長風土注進案付録』を創刊    |
| 12.                  | 柳原家文書(庄屋)を受託      |
| ・『防長風土注進案』第一二・一六巻を刊行 |                   |



『防長風土注進案』を刊行

この年、初めて文書館としての単独予算が計上され、最も利用頻度の高い「注進案」三九五冊の復刻出版事業が可能になりました。まず、山口宰判上と吉田宰判の二巻を出版しました。

この年 昭和35年度



三浦家文書を収蔵

文書館開設以後、県内に所在する諸家の文書の収蔵の第一号となつたのは、中世の武家文書として有名な三浦家文書(山屋)の寄贈や、柳原家文書(美和町坂上・庄屋)の寄託も行われ、文書館への理解と協力が高まつてきました。



『防長風土注進案付録』を創刊

『注進案』の刊行配本に合わせて、毎回八一〇頁の小冊子を編集し、付録にしました。文書館を利用する全国各地の研究者からの寄稿に、文書館便りなどを加えて、五年間に合計二二冊を刊行し、文書館のPRに努めています。



史料館の開館

昭和二六年五月、文部省は旧三井文庫の用地に「史料館」を設置しました。戦後の混亂期に散逸の危機に直面した近世史料を収集・保存した業績は高く評価されています。また、近世史料取扱者講習会などの開催で、アーキビスト養成に意欲的です。

## 文書館条例と文書引継ぎ規程

「文書館成立の法規的な裏づけ」

図書以外の文書資料の増加に対処する施設として、欧米諸国で発達している「アーカイブスリ文書館」の制度に着目した鈴木賢祐山口図書館長は、小沢太郎知事の賛意を得ると、さっそく「文書館構想を話し合う会」を発足させ、「二年間の検討と予算折衝を進めています。その結果、昭和三四年（一九五九）三月の県会で、「山口県文書館設置条例」が成立することになりました。

文書館設立に当たって最も重要な問題は、根拠法を何に求めて、所属をどこにするか、ということでした。最終的には、図書館の郷土資料室からの分離独立という現実に立ち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に従ることにして、文書館を教育委員会に所属させました。が、「山口県の行政・産業・社会・習俗等に関する文書及び記録を適正に管理するとともに、これらの活用を図り、もつて文化の発展に寄与するため、文書館を置く」と、設置理由の第一に、県庁行政文書の受け入れを明記しています。文書館の具体的な管理・運営などは、山口県教育委員会が「山口県文書館規則」を定め、これらによつて、文書館を正式に誕生させています。

その後、三九年三月には、新たに「山口県文書館条例」を制定して「設置条例」を廃止し、同時に「規則」を全面的に改正するなど、関係法規の整備を進め、「条例」の中に歴史の編纂・配布業務と文書の展示・講習業務を付け加えて、今日の形にしています。

一方、県庁行政文書の受け入れについては、三八年一月、「山口県文書取扱規程」の一部を改正して文書館へ

等の文書取扱規程も改正して、引き継ぎの法規上の根拠を明確化することで、県庁文書課などからの毎年の定期的な受け入れを軌道に乗せました。



『防長風土注進案』の原本395冊の一部  
頻繁な閲覧利用による原本の傷みの心配も、復刻出版の完了で、解消しました。



復刻刊行なった『防長風土注進案』の全容  
6年間に22冊を刊行し、全国の研究者の手元へ届けました。昭和35~40年。



表彰された『注進案』刊行の編集スタッフ  
監修者と5人の文書館員（旧藩廳門の前）。昭和41年11月。



西日本文化賞の賞記  
『注進案』の刊行は「わが国の歴史学、民俗学、経済学研究に貢献するところ多大」と評価されました。昭和41年11月3日。

ちなみに、この『注進案』の編集出版は、学術的文化的な功績と認められ、翌年、西日本新聞社による西日本文化賞が編集スタッフに授与されました。

この最初の出版事業の成功に統いて、当館は「萩藩閥閲録」四巻（四一~四六年）、「山口県史料」四巻（四六~五二年度）、「寺社由来」七巻（五五~六〇年度）、「府県史料」（六一年度）と、あいついで県伝來の基本的な記録の復刻刊行を主たる事業として取組んできています。

こうして当館は、全国の文書館のなかでも、史料出版を伝統とする文書館として知られています。

復刻事業は、利用者にとってのサービスになるだけではなく、原文書の保存にとっても大いにプラスするものです。しかし、解説・筆耕・校訂・校正の作業には細心の注意と専門的な陣容を必要とし、膨大な時間とエネルギーを費やすものです。

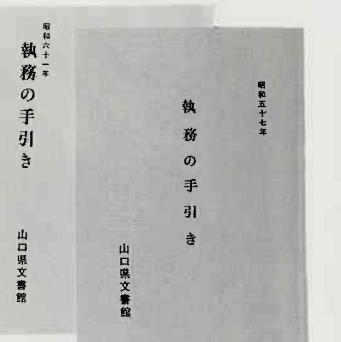
江戸時代の村々のようすを知るにはもちろん、ことに明治維新をリードした幕末長州藩の社会的経済的な背景を研究していく上では、かけがえのない史料となるものです。

この全三九五冊を二巻本にして、六年の歳月と総力をかけて逐次出版。四〇年度に完了しました。刊行部数は六八〇部。これによって当館の存在を県下市町村をはじめ全国学界に知らせることになり、館存立の社会的な基盤づくりとなりました。

## 『注進案』の刊行開始

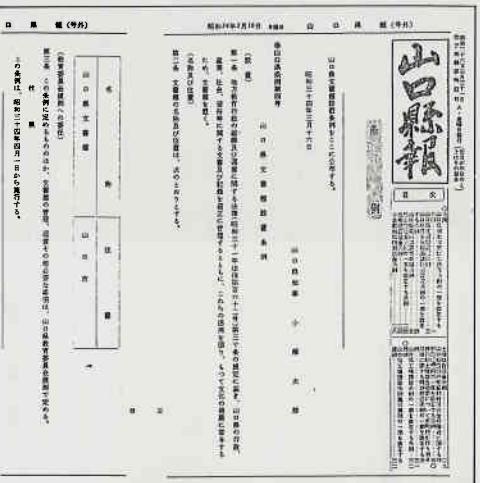
—県の基本的・歴史的な記録を世に—

『山口県報』で公布された文書館設置条例  
文書館の管理・運営などは、教育委員会規則で定められました。昭和34年。



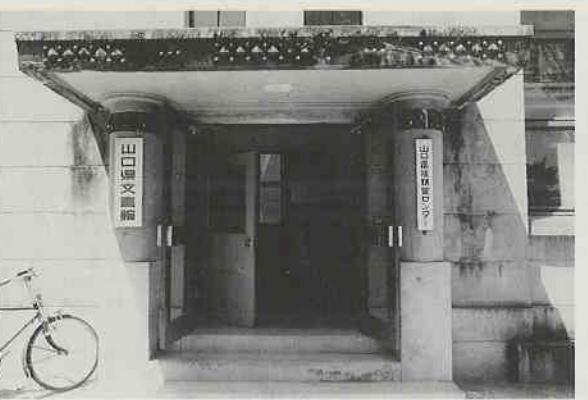
文書館関係法規をまとめた「執務の手引き」

職員による活用だけでなく、他県からの見学者への参考資料となって、後発の文書館に多くの指針を与えてきました。昭和57~61年。



県庁行政文書の選別・引き継ぎ作業  
文書取扱規程中の引き継ぎ条項に基づいて、毎年一回、廃棄文書を直接点検し、選別・収集しています。昭和56年。

文書館への入口を、図書館の入口と区別して、南側面に移設しました。三階までの階段は急勾配でしたが、独立機関としての文書館の印象が強りました。



## 毛利家文庫の架蔵状況

新築された書庫の五階には、藩政期の文書を配架しました。その中心が毛利家文庫の約五万点です。明治期以後の県庁文書は、旧書庫の三、四階に収納しました。

この年 昭和36年度	
4.	日野家文書（萩藩士）を受贈
5.	塩田家文書（萩藩士）を受贈
6.	『山口県文書館概要』を作成・配布
7.	『明治初期県政史料展』を開催
8.	『防長風土注進案』第一・一五・一二・二一・一七卷を刊行
9.	『萩藩四冊御書附』を刊行
10.	『防長風土注進案』第二・四・一九・五・一八卷を刊行
11.	『山口県教育史料展』を開催
12.	県庁行政文書の年末収集を開始



『萩藩四冊御書附』を刊行

四冊にまとめられている萩藩の地方支配の基本法令を複刻・刊行したもので、『注進案』の第八回配本に添えました。



雪の朝の山口図書館（春日山時代）



昭和三年（一九二八）二月に落成した館舎も、その後三五年間の業務拡大と図書資料の充実に加えて、視聴覚センターや文書館の開設が重なり、狭小さが目立ち始めました。（提供：山口図書館）



文書館（三階）からの光景

『山口県教育史料解説目録』を刊行  
学制颁布九〇年を記念して「教育史料展」を開催し、三〇頁の解説目録を刊行しました。この目録には、文書館と図書館が所蔵する教育史料を網羅して載せ、以後の教育史研究に役立つようにしています。

# 『文書館概要』の作成

—文書館を広く紹介するための一

当館が全国で初めての文書館として設置されて二年。しかし、どのような施設で、どのような活動をしているのか、ほとんど知られていませんでした。そこで、昭和三六年（一九六二）、当館が設置された背景や機構・業務内容・文書の収蔵状況などを知つてもらうために、『文書館概要』を作成しました。

これは、当館の機構・整理・分類・利用・定本作成といった業務の説明にとどまらず、文書館誕生にいたるまでの文書保存の様子を、長州藩時代の文書管理から明治以降・山口図書館設置・山口県史編纂所設置、さらに終戦後と詳述し、また、当館の収蔵文書についても、各文書群ごとに解説を加え、利用に役立つように配慮しています。さらに翌三七年にも改訂・増刷して関係者に配布しました。

また、四〇年には、一般利用者を対象に、当館の業務内容や利用方法、文書の収蔵状況を紹介する『文書館案内』を作成し、四三年・四九年・五一年と改訂を加えながら版を重ねました。たて一九センチ、横五〇センチの四つ折にしたコンパクトなものです。

一方、四〇年に創刊した『文書館ニュース』も、六〇年度第二〇号から、写真や絵図を活用した紙面構成に刷新し、山口県文書館自身の広報誌の役割を強めました。六三年には、文書館開館三〇周年を迎えるにあたり、一六ページ総カラーの『山口県文書館』（要覧）を編集刊行しました。文書館の業務をビジュアルに編集し、全国各地から当館を訪れる見学者に配布しています。

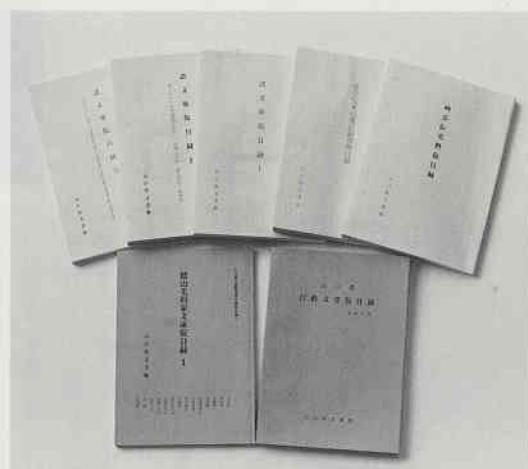


毛利家文庫の手書き目録  
『毛利家文庫目録』を印刷・公刊するまでは、文書館のこの目録が、唯一の検索手段でした。昭和49年頃までの使用。



『毛利家文庫目録』(第1～5分冊)の公刊

主要な文書に解説を付けて刊行したこの目録によって、文書館の利用者が著しく増えました。昭和38年3月～53年3月。



『仮目録』シリーズの開始

それぞれの解説を省いた目録の早期刊行によって、定期的な発行が可能になり、閲覧利用者の便利さも増大しました。昭和54年3月～平成元年3月。

## 〈文書目録の刊行〉

昭和38. 3	毛利家文庫目録 第1分冊 (山口県文書館史料目録 1)	昭和59. 3	両公伝史料仮目録 (山口県文書館収蔵文書仮目録 2)
昭和40. 3	毛利家文庫目録 第2分冊 (山口県文書館史料目録 2)	昭和60. 3	県庁伝来旧藩記録等仮目録 (山口県文書館収蔵文書仮目録 3)
昭和47. 10	毛利家文庫目録 第3分冊 (山口県文書館史料目録 3)	昭和61. 3	諸文庫仮目録 I (山口県文書館収蔵文書仮目録 4)
昭和49. 5	毛利家文庫目録 第4分冊 (山口県文書館史料目録 4)	昭和62. 3	諸文庫仮目録 II (山口県文書館収蔵文書仮目録 5)
昭和53. 3	毛利家文庫目録 第5分冊 (山口県文書館史料目録 5)	昭和63. 3	諸文庫仮目録 III (山口県文書館収蔵文書仮目録 6)
昭和54. 3	山口県行政文書仮目録(戦前の部) (山口県文書館収蔵文書仮目録 1)	平成元. 3	徳山毛利家文庫仮目録 I (山口県文書館収蔵文書仮目録 7)

文書館の収蔵する文書が、広く一般に知られ、その利用が促進されるよう、文書目録の公刊を開始しました。まず利用度の最も高い毛利家文庫から着手して、昭和三八年（一九六三）三月に一五〇ページの第一分冊を刊行し、以後、五三年三月までに、五冊を発行しました。

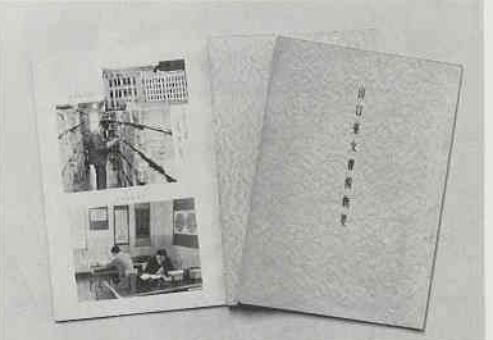
このシリーズでは、所取の文書・記録ごとに(1)標題、(2)作成者、(3)年代、(4)点数を掲げたうえで、(5)重要なものや標題だけでは内容の分かりにくいものには、つとめて解説を加えました。

しかし、解説を付けた詳しい目録の編集には長い時間がかかるため、翌五四年三月には、戦前の県庁文書の目録について、(5)の解説を省き、「仮目録」の名称で公刊を急ぎました。これを契機に、以後は、この「仮目録」方式を採用して、目録の定期刊行を図り、六三年度までに七冊を発行し、広く配布しました。



『文書館案内』の作成

文書館の閲覧利用者に向けてリーフレットを作成し、内容に工夫を加えながら、版を重ねました。昭和40年初版。



『文書館案内』の作成

文書館という名前が耳なれなかった創立当初、その活動内容を紹介するコンパクトな概説書を作って、一般に理解を求みました。昭和36・37年。



『山口県文書館』(要覧)の作成

来館する文書館見学者のために、ビジュアルなカラー刷りで、業務内容を紹介する「要覧」を作りました。平成元年3月。



『文書館ニュース』 創刊号～23号

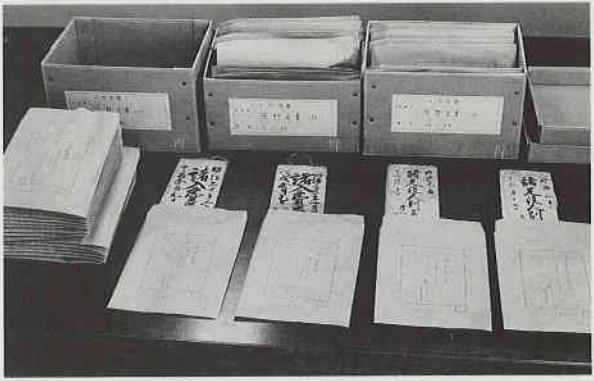
創刊当初は、文書館の設立を呼びかける記事を中心にしていましたが、20号からは写真を豊富に盛り込み、21号からは表紙をカラーにして、広報誌の性格を強めました。昭和40年9月～平成元年3月。

鎌倉の山内庄を領して源氏の郎党となり、のちに子孫が備後国に移住して毛利氏に属した山内首藤家の文書二七巻が、革張りの行李に納まつた状態で寄託されました。中世の武家の貴重な古文書です。



## 山内家文書を収藏

山口市古熊の河野家から、江戸期の畔頭文書や明治期の村会議員文書などが寄贈されました。文書の整理作業は、一点ごとに封筒に入れ、表題と番号を付け、目録に書き上げ、段ボール紙製の保存ケースに納めて、書庫に格納します。



## 河野家文書の収藏と整理

山口市古熊の河野家から、江戸期の畔頭文書や明治期の村会議員文書などが寄贈されました。文書の整理作業は、一点ごとに封筒に入れ、表題と番号を付け、目録に書き上げ、段ボール紙製の保存ケースに納めて、書庫に格納します。

この年 昭和38年度	
4.	山口県文書取扱規則に基づき県庁公文書の移管を開始
7.	厚狭毛利家文書（萩藩士）を受託
10.	「目で見る山口県の歴史展」を開催
10.	『目で見る山口県の歴史』を刊行
10.	河野家文書（畔頭）を受贈
12.	山内家文書（萩藩士）を受託
10.	吉敷毛利家文書（萩藩士）を受託
10.	山口県文書館条例を制定、設置条例を廃止
10.	『防長風土注進案』第六・七・一〇・八巻を刊行



## 『目で見る山口県の歴史』を刊行

山口県で開催の第一回国民体育大会に協賛して、全国からの来訪者のために「山口県の歴史展」を開催しました。その展示内容を写真に収めて解説を付けた三二頁の小冊子は、観覧者の手引きとしてだけでなく、一覧しやすい山口県の歴史として、県民に親しまれました。

この年 昭和39年度	
4.	山口県文書館条例を施行
4.	山口県文書館規則を全面改正
4.	『近世交通史料展』を開催
4.	小田家文書（庄屋）を受贈
4.	吉田家文書（庄屋）を受贈
1.	国立史料センター設置案に反対する意見書を歴史学会に送付
1.	『山口県文書館史料目録』（毛利家文庫）を刊行
3.	『防長風土注進案』第九・一一・一二・一四・一〇巻を刊行

## 文書館の寒さと暑さ

盆地に位置する山口の寒さと暑さは格別です。そのうえ、冬は天井の高い部屋で暖房が効かず、夏は最上階で屋上の照り返しがこもり、職員は暑さ寒さの中で奮闘し続けました。



## 京都府立総合資料館付設郷土資料館

京都府は、大英博物館をモデルに総合資料館を設立しました。歴史資料課が文書館機能を担当します。



## 京都府立総合資料館の開館

開設以後、合併旧村役場文書、共同義文書、炭坑文書、旧領主福原家文書など、多くの文書を収蔵し、目録を完備させています。

この年 昭和39年度	
11.	山口県地方史学会が中国文化賞を受賞
11.	山口県選奨を受賞
1.	国立史料センター設置反対運動が展開
1.	京都府立総合資料館が開館



## 県地方史学会の中国文化賞受賞

文書館が事務局を担当する山口県地方史学会が、創立以後一〇年間の研究活動を高く評価され、中国新聞社から表彰されました。

## 「目で見る山口県の歴史展」開催

—架蔵文書をビジュアルに紹介するための一

事務室の一部に閲覧室を設けて発足した当館には、専用の展示室は望むべくもありませんでした。しかし、多くの文書を一般の人々に観覧してもらい、歴史の重さと文書保存の大切さを知つてもらうために、開館当初から積極的に架蔵文書の紹介に努めました。開館一年目の昭和三六年（一九六二）には県政史料展、あくる三七年には、山口県教育の発達に関する文書を集めて教育史料展を開きました。

とくに、三八年一〇月に開催した「目で見る山口県の歴史展」は、それまでの史料展が当館の架蔵する文書でまかっていたことに比べ、長府博物館や諸家からも史料を借用して、一七〇点の文書を展示するという大がかりなものでした。これは、山口県で行われた第一八回国民体育大会に協賛して開いたもので、会場も県立山口図書館三階フロアを使っての展示でした。

このほか、三九年には近世交通史料展、四八年には新築記念史料展、五九年には県庁舎落成記念展、平成元年には文書館二〇周年記念展と次々に企画展を開催していました。一方、四九年から、閲覧室の一角にガラスケースを設けて、数点の文書を展示する月間史料小展示を始めました。これは、六人の研究員が一ヶ月交代で展示するもので、架蔵文書と研究の一端を紹介するのに役立っています。



道府県史協議会を当館が引受け、五四年一〇月に山口市で開催しています。

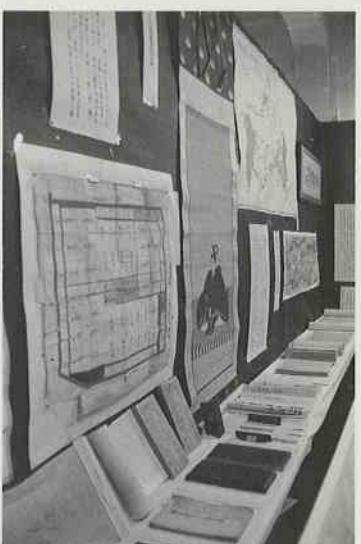
### 「目で見る萩から江戸へ」展

県庁舎の竣工を記念して、2週間の特別展示を行いました。萩から江戸までの「行程記」や、大名行列の絵図を並べて、参勤交替の様子を再現しました。昭和59年6月。



### 月例の小展示

閲覧室の入口に、陳列ケースを置いて、月例の小展示を模様替えしました。手作りのポスターや説明書で、印刷物にない面白さを出しています。昭和60年9月。



「目で見る山口県の歴史展」の会場と図録  
「山口国体」に協賛して、10日間の特別企画展を開催しました。山口県の原始時代から現代までを、豊富な資料で展示し、32ページの解説書を添えました。昭和38年10月。



山口で開いた第11回全国都道府県史協議会

『山口県史料』の編集刊行にかかわって、全国都道府県の「県史協」の開催を引き受けました。昭和54年10月。



『県政史』の編集会議（第6回）  
最終の執筆段階に入り、細部の調整を行いました。  
昭和45年10月。



『山口県史料』の編集刊行

古代編、近世法制編上、近世法制編下、中世編上の4冊を刊行しました。昭和46~53年度。



期的な編集となった『山口県政史』上・下2巻  
館員による執筆を基本に据え、意欲的な編集を続けて、広く配布しました。昭和46年。

六年間にわたる出版事業でした。



山口県文書館案内

文書館を利用する研究者のために、三ツ折・八頁の「案内」を作成して、配布を始めました。収藏する文書群のリストが、簡単な史料紹介として、歓迎されました。以後、同一規格で、内容に工夫を加えながら、数年ごとに更新しています。



『防長風土注進案研究要覧』を刊行

館員五人と監修者一人の出版体制で取り組んだ『注進案』(全二巻)が完結すると、早速その研究成果をまとめて、「研究要覧」を刊行しました。山口県の近世史研究に必備の参考書として、高く評価されています。



文書館ニュースを創刊

「各県に文書館をつくる」と、全国に向けて、「ニュース」を発刊しました。A5版・10頁の小冊子でしたが、大きな問題提起でした。以後、毎年「ニュース」を発して、文書館の設立を呼び掛けています。

この年 昭和40年度	
3.	・ 「山口県文書館案内」の作成・配布を開始
10.	・ 「文書館ニュース」を創刊
11.	・ 吉田樟堂文庫(郷土史家)を受贈
12.	・ 防長風土注進案編外『豊浦藩村浦明細書』を刊行、全22巻を完結
13.	・ 波多放彩収集文書(郷土史家)を受贈
14.	・ 『防長風土注進案研究要覧』を刊行

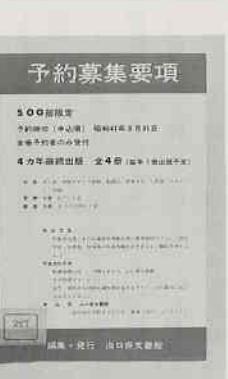
この年 昭和41年度	
1.	・ 専任館長が就任、解の指定を受ける
2.	・ 「山口県政史」の編集に着手
3.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
4.	・ 「公共図書館と文書館制度について」をテーマに全国公共図書館研究集会を開催
5.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
6.	・ 大村益次郎文書(秋藩士)を受託
7.	・ 「防長風土注進案」編集スタッフが西日本文化賞を受賞
8.	・ 岡家文書(庄屋)を受贈
9.	・ 「萩藩閥閲録」第一巻を刊行

この年 昭和41年度	
1.	・ 専任館長が就任、解の指定を受ける
2.	・ 「山口県政史」の編集に着手
3.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
4.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
5.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
6.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
7.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
8.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
9.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
10.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
11.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
12.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
13.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
14.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
15.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
16.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
17.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
18.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
19.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
20.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
21.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
22.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
23.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
24.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
25.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
26.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
27.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
28.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
29.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
30.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
31.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
32.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
33.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
34.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
35.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
36.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
37.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
38.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
39.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
40.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
41.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
42.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
43.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
44.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
45.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
46.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
47.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
48.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
49.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
50.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
51.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
52.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
53.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
54.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
55.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
56.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
57.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
58.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
59.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
60.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
61.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
62.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
63.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
64.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
65.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
66.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
67.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
68.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
69.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
70.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
71.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
72.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
73.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
74.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
75.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
76.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
77.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
78.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
79.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
80.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
81.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
82.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
83.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
84.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
85.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
86.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
87.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
88.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
89.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
90.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
91.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
92.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
93.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
94.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
95.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
96.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
97.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
98.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
99.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手
100.	・ 「萩藩閥閲録」の刊行に着手



大村益次郎文書を受託

幕末長州藩の軍制改革を進め、近代日本の兵制を準備した大村益次郎の文書が、東京の大村家から文書館に寄託され、山口県に「里帰り」しました。なお、昭和六三年五月に、寄託者の大村泰敏氏一行が立寄られ、その一部を閲覧されました。



『萩藩閥閲録』の予約募集

「注進案」に続く「閥閲録」一七〇巻

の復刻出版計画も好評で、その予約は八五〇部にも達しました。五四年度には二版、六一年度からは三版を重ねています。

#### 全国公共図書館研究大会を開催

全国に類似機関をもたなかつた山口県文書館は、当初、図書館協会に加盟していきましたので、山口図書館とともに、その研究大会を開催して、文書館制度の必要性を呼び掛けました。山口県

で実現した「郷土資料室から文書館への道を提案しています。」

# 『文書館ニュース』の発刊

—文書館運動の先駆的な旗手として—

発足以来、当館では全国的にも文書館が設立され普及していくことを強く願い、国立文書館をはじめ地方文書館の出現を望みました。こうした文書館設立運動を展開していく上から必要になったのが、そのための情報交換誌でした。

ことに昭和三九年（一九六四）から「国立史料センター」設置構想がクローズアップ。当館は、この構想を利用先行の中央主義に立脚する、したがって文書の現地保存と公開利用、地方文書館の設立に背理するものだとして真っ向から反対。翌四〇年六月の学術会議の主催による広島公聴会でも、全国唯一の文書館として反対意見を堂々と公述。地方文書館の設立と、文書館法の制定を訴えました。

さらに、同四〇年九月、富山での全国公共図書館研究集会に当館は積極的に出席し、同集会の次年度山口開催を図り、その誘致を実現しました。その際、これを機に発行して会場で配布したものが『文書館ニュース』でした。

ちなみにこの第一号の内容は、各県に文書館をつくろう・国立史料センター問題と文書館・岡山県の文書館設立運動・広島県における文書館設立運動について・佐賀県文書館の必要性・欧米諸国文書館の設立事情・文書館法の制定に進むために

・国立文書館に望むこと

などというもので、まさに文書館設立促進運動のための機関誌がここに始まりました。

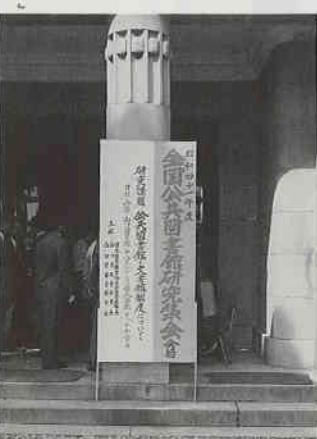
そして昭和四一年、その山口での全国公共図書館研究集会の「郷土の資料」部会を舞台に、当館は文書館設置の必要性を全国図書館界に向けて大きくアピールしました。

この、いなれば「郷土資料室から文書館へ」という呼びかけは、図書館郷土資料室の独自性を充分に考慮、配慮しなかつたものとして、一般的には不興と反発を買いました。しかし、埼玉原のように、この研究集会以後、文書館建設計画の具体化を急速に進めたところもありました。

このように、当館は全国的な文書館設置運動の先頭に立ち、その先導的な役割を果たしてきました。



全国公共図書館研究集会での文書館アピール  
文書館の設立の必要性を、全国の図書館界に向けて力説しました。昭和41年5月。



全国公共図書館研究集会の受付

「公共図書館と文書館制度について」のテーマを掲げ、全国から120人を迎めました。昭和41年5月18日～20日。



初期の「文書館ニュース」(第1～20号)

山口県から毎年「文書館ニュース」を発信して、文書館設置運動の情報交換誌の役目を果たしました。昭和40年9月創刊。

## 研究職への移行

—専門性を保障するために—

昭和四四年（一九六九）三月、山口県文書館規則の一部が改正されて、四月一日から職員に研究員を置くことが定められました。これによって、業務担当職員の給与体系が、行政職から研究職に変わりました。

文書館職員の身分的な待遇については、三四年の開館直後から、文書は図書となり、その取り扱いや、閲覧者への助言などに、歴史的な専門知識と経験が必要であるとして、改善を要望していました。一〇年間の実績で、ようやく、その要望が実現したのです。文書館の専門性が理解された成果でした。

こうしたなかで、四六年度には、職員の業務に伴う研究成果を発表する目的で、『山口県文書館研究紀要』を創刊し、研究論文をはじめ、開館以後の歩みと業務報告を掲載しました。以後、年刊として、六三年度までに一六号を刊行しています。

なお、文書館の職員構成についての規則は、次のようにな経緯をたどつてきています。

・昭和34／4／1 山口県教育委員会規則第1号

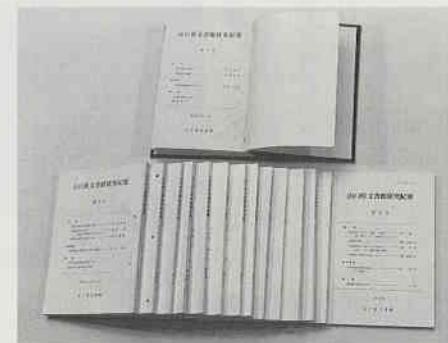
第三条 文書館に次の職員を置く

一館長 二主事 三技師 四その他必要な職員

第四条 文書館に次の各号に掲げる職員を置く

一館長 二主事 三技師 四その他必要な職員

第五条 文書館規則



「山口県文書館規則」を公布する

山口県報

当初、文書館の管理・運営は、教育委員会規則で定められ、その職員は、館長、主事、技師、その他必要な職員とされていました。昭和34年3月。



研究発表の場にもなる山口県地方史研究大会

毎年、春秋2回開かれる地方史研究大会が、研究成果を発表する舞台になっています。昭和44年。



県庁戦前文書の第三次引継保管

「維新百年」を記念する『山口県政史』の編集を担当した最大の成果は、これを機に、学事文書課が保存する戦前期の永久保存文書を、全て引き継いだことででした。図書館時代に引き継いだ第一・二次文書とともに、その整理を急いで『県政史』に大きく活用しました。

## 文書の補修

利用度の高い毛利家文庫の文書は、装丁の傷みを絶えず補修する必要があります。柿渋を引いた楮紙を表紙に使うといふ藩政時代からの伝統を引き継いで修理しています。



『県政史』の編集会議

『県政史』の編集作業も一年目を迎え本格化します。史料の調査・収集・整理から、執筆までの実務を担当する文書館には、職員の増員が行われ、翌々四四年度には、一三人の大所帯となりました。

この年 昭和42年度	
8.	御園生文庫(郷土史家)を受贈
2.	県庁戦前B文書を引継保管
3.	市原家文書(庄屋)を受託
3.	桜井家文書(畔頭)を受託
3.	『萩藩閥閲録』第二巻を刊行

この年 昭和43年度	
4.	専門的業務担当職員の名称が専門員となる
4.	旧県会議員家の史料調査を開始
3.	明城文庫(県会議員)を受贈
3.	田村照子教科書(教員)を受贈

この年 昭和43年度	
4.	専門的業務担当職員の名称が専門員となる
4.	旧県会議員家の史料調査を開始
3.	明城文庫(県会議員)を受贈
3.	田村照子教科書(教員)を受贈



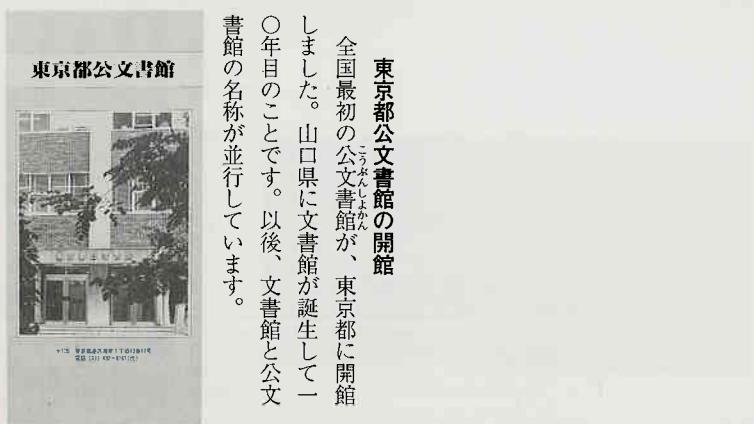
文書館の利用者コーナー

ガラス戸を押して入ったところが閲覧利用者のコーナーです。南向きの明るい一角を当てていました。



文書館への案内板

初めての来館者は、階段の案内板に導かれて、やっと三階の文書館にたどりつけました。



東京都公文書館の開館

全国最初の公文書館が、東京都に開館しました。山口県に文書館が誕生して一〇年目のことです。以後、文書館と公文書館の名称が並行しています。

この年 昭和43年度	
10.	東京都公文書館が開館

この年 昭和43年度	
10.	下関文書館が開館



下関文書館の開館

下関市は、市立長府図書館の改築を機に、旧書庫を残して、下関文書館を開設しました。長府図書館が保有していた文書類を核に、開館以後は各支所の文書を移管して、文書館としての内実を促進します。目録の刊行も進み、利用の促進が図られています。

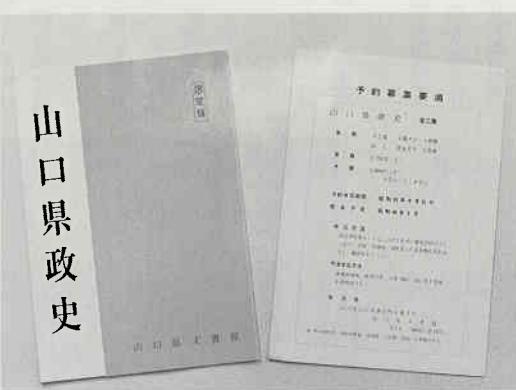


企画を担当する広報課と、編集を担当する文書館が、編集委員に委嘱した大学教員などの意見を聞きながら、編集作業を続けました。この頃に、とくに旧県会議員家の史料調査が進んで、文書館に寄贈・寄託される文書が続きました。

『山口県政史』の編集会議（第六回）

この年 昭和44年度	
4.	専門職員に研究職が適用される
7.	高津家文書（萩藩士）を受託
9.	福田家文書（県会議員）を受贈
11.	須金村文書（役場）を購入
12.	上村家文書（庄屋）を購入
3.	米光家文書（県会議員）を受贈
12.	『萩藩閥閲録』第三巻を刊行

この年 昭和45年度	
4.	文部省告示で日本育英会法施行令の規定に基づく奨学金返還免除の研究機関となる
4.	和田克己文書（副知事）を受贈
5.	坪井家文書（庄屋）を受贈
6.	小川五郎収集文書（郷土史家）を受託
6.	奈古屋家文書（徳山藩士）を受託
8.	片山家文書（県会議員）を受託
12.	湯浅倉平伝記史料（内大臣）を受託
3.	『山口県政史』上・下2巻を刊行
3.	『萩藩閥閲録』第四巻・遺漏を刊行（全五巻完結）



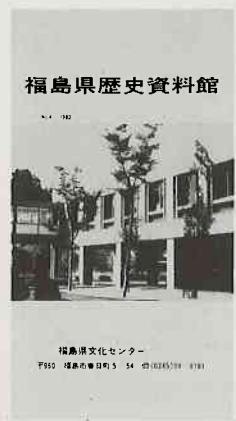
『山口県政史』の予約募集

県政百年の歴史編纂に取りかかって五年、上下二巻の印刷に先だって、その予約募集を行いました。



県庁文書の年末収集

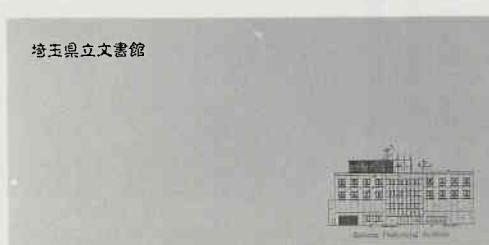
年末の大掃除のとき、県庁各課から出る大量の古紙は、空き地で焼却されました。その中には、県が発行したパンフレットや、市町村が作成したリーフレットなど、山口県に関わる文献資料が含まれていますから、その選別収集は欠かせない仕事でした。



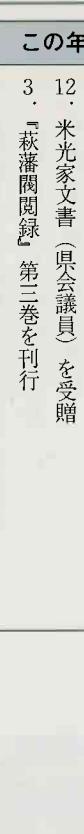
福島県歴史資料館の開館  
福島県は、歴史資料館を設立し、文書館機能を持たせました。

県立図書館文書館として開館・発足した後、五〇年には県立文書館として独立して建設を実現させました。その目覚ましい発展は、他県からの見学者を引き寄せています。

「山口県史料」写真の整理  
明治初期の最も基本的な県政史料として、内閣文庫が所蔵する「山口県史料」を写真収集しました。未だミニコピーでもらって、その焼き付け仕上げまでには、数々の失敗談があります。



4. 埼玉県立文書館が開館  
10. 日本学術会議が「歴史資料保存法の制定について」を勧告



この年 昭和45年度	
9.	福島県立文書館が開館
4.	日本学術会議が「歴史資料保存法の制定について」を勧告

## 地方調査員制度の創設

文書・記録の所在を確認するための一

なお、四六年度当初から六二年度までの調査員活動の成果は、下図のとおりです。

歴史的な文書の調査、収集、保存を主要任務とする当館は、その前提として、県内に調査員を配置し、散在する文書・記録の所在確認を行いう方針を立て、地方調査員制度を発足させました。

吉敷一、厚狭一、美祢一、豊浦一、大津一、阿武二の合計一四人とし、毎年三人程度の委嘱をして、五年間で充足させるというものでした。

珂・豊浦・阿武地区に各一名の調査員を委嘱し、以後四年にかけて、二二名を配置し終えました。

珂・豊浦・阿武地区に各一名の調査員を委嘱し、以後四年にかけて、一二名を配置し終えました。

ついで翌四七年には、調査活動の方針・基準を固めて、「山口県文書館地方調査員要綱」を制定し、四九年三月には、調査員の報告をまとめ、「山口県内所在史料目録」(第1集)を発行しました。以後、この『所在目録』は、六三年度までに一六集を数えています。

とくに、四九年度から五〇年度にかけては、全調査員が一斉に、市町村役場の文書の保存状況と、その概数を調査し、明治以降昭和二年までの間の文書約六万点が保存されていることを掌握しました。この時、調査した役場・支所・出張所は、一八三カ所に及びました。

また、五四年には、同様に、教育厅文化課と文書館が行う「山口県古文書等所在確認調査」に協力し、中世文書に一部の近世文書を含めて、二万六〇〇〇余点の所在を確認しました。

## 文書取扱者講習会の開催

音頭押着語習会の開催

昭和四六年（一九七一）七月、文部省史料館が、山口県文書館を会場にして、「近世史料担当職員講習会」を一週間の日程で開きました。

で開いてきた実績をもつもので、応募者の増加と受講者の便宜を目的にした地方開催が新たに企画されたことから、当館がその第一回の西日本地区講習会に会場を提供了ものです。山口県下の図書館や博物館などからも多数の受講者があり、これを機会に、史料保存への社会的な関心を高めることができました。

受講の対象者は、公共図書館職員、市町村史編集担当者、文書保存機関の職員、それに文書館地方調査員とし、五二年二月の第一回の講習内容は、(一)県内市町村文書の保存の現状と問題点、(二)市町村役場文書と地方史研究、(三)山口市行政文書の整理について、(四)近世文書の表題のつけ方、(五)実技II襷の下張りのはざとり指導の五項目で、翌五三年一月の第二回の講習内容は、(一)歴史資料保存運動と保存機関職員の研究、(二)古文書の読み方、(三)史料の整理について、(四)軸物の取り扱いについて、(五)裏打ち実習＝古文書の補修でした。

第1回古文書・行政文書取扱者講習会

市町村の行政文書の保存を進めるために、県下の公立図書館や市町村史編集担当者に呼びかけて、講習会を開きました。実習には、襖の下張りのはがし方を取り入れました。昭和52年2月。



## 文部省史料館主催の近世史料担当職員講習会

6日間に、12の講座と1つの講演が設けられ、見学や座談会も持たれました。実技の「史料の補修」に熱心な目が注がれました。昭和46年6月。



第2回古文書・行政文書取扱者講習会

46人の参加者に、5項目の講習を準備しました。実習は、古文書の補修（裏打ち）と軸物の取り扱いを行いました。昭和53年2月。



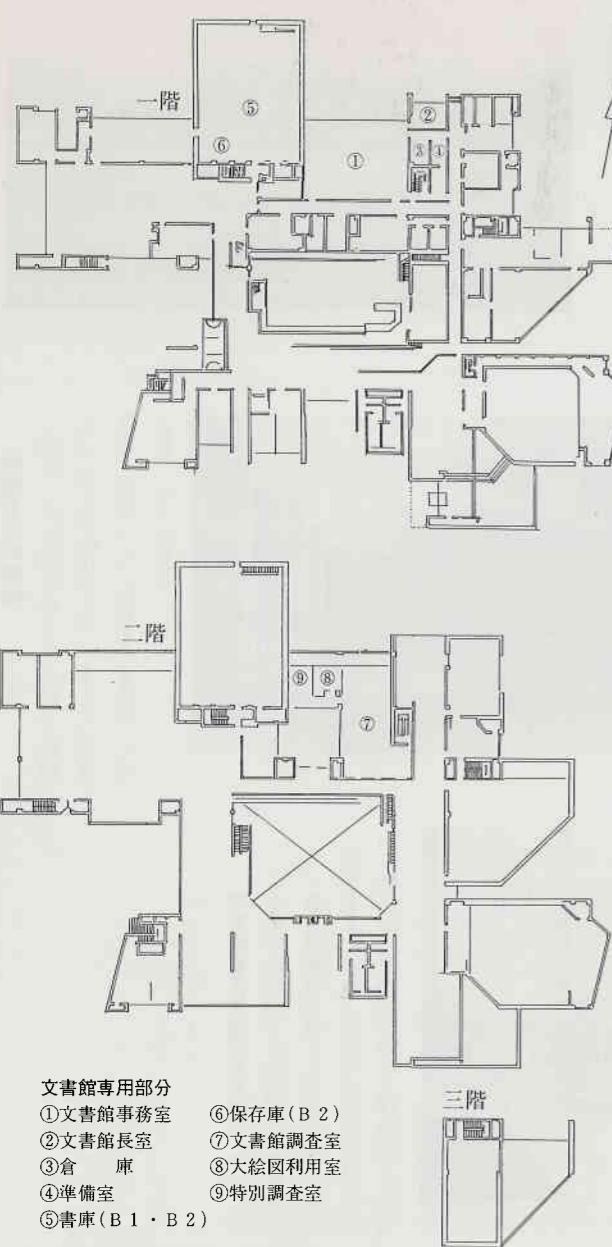
## 第17回近世史料担当職員講習会の参加者

文部省史料館が主催する西日本地区的講習会に、会場を提供しました。40人の受講者が集まりました。昭和46年6月。

## 第5回地方調査員会議の開催

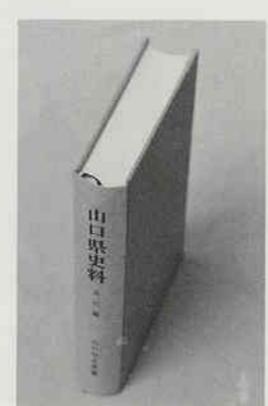
地方調査員の配置が進み、その「要綱」も定まって、調査活動は軌道に乗りました。昭和48年4月。





この年 昭和47年度	
5.	第1回館舎移転準備委員会に出席
5.	野村家文書(庄屋)を受贈
10.	『山口県文書館史料目録三(毛利家文庫)』を刊行
11.	小田家文書(町年寄)を受託
12.	徳田家文書(庄屋)を受託
1.	林家文書(庄屋)を受託
3.	『山口県史料』古代編を刊行
3.	『山口県史料』古代編を受贈

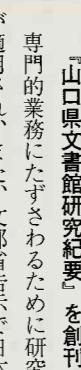
大学文理学部の広い跡地に、新館舎の建設が具体化しました。社会教育課の管下にあった図書館・文書館・視聴覚センターの合同館舎です。



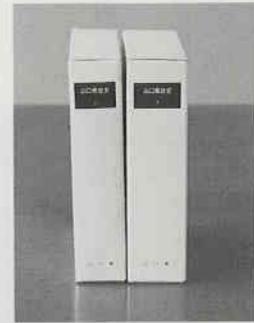
『山口県史料』古代編を刊行  
県史の編纂を目指した「史料編」として、まず、古代編を出版しました。

この年 昭和46年度	
4.	地方調査員制度を発足
4.	『山口県史料』の編集に着手
4.	木部家文書(庄屋)を受託
6.	文部省史料館主催の近世史料担当職員講習会を開催
9.	吉崎家文書(庄屋)を受託
9.	林利治文書(官吏)を受贈
3.	月輪寺文書(寺院)を受贈
3.	国守忠義文書(萩市会議員)を受贈
3.	『山口県文書館研究紀要』を創刊

専門的業務にたずさわるために研究職が適用され、また、文部省告示で日本育英会法施行令による研究所に指定されたことなどから、逐年の紀要を創刊して、研究成果の発表の場を設けました。年度当初に全体テーマを設定し、その問題意識で各自の研究を続けています。



### 『山口県政史』上下二巻を配本



### 文部省史料館主催の近世史料担当職員講習会を開催

西日本で最初の講習会に、山口県文書館が会場を六日間ほど提供して、全面的に協力しました。県下の図書館や博物館からの多数の参加者が、以後、各地域での史料保存に大きな役割を果たすことになります。



### 国立公文書館の開館

政府は日本学術会議の一度の勧告を受け、総理府の下に国立公文書館を設立しました。以後は、文書館法の制定が課題となります。



外務省外交史料館の開館  
外務省は、幕末から第二次世界大戦終結までの外交記録を保存し、学者・研究者へ閲覧提供する施設として、独自に史料館を設けました。その後、戦後の外交記録についても、三〇年を経過した時点で、次々に公開するようになっています。

### 外務省外交史料館の開館

外務省は、幕末から第二次世界大戦終結までの外交記録を保存し、学者・研究者へ閲覧提供する施設として、独自に史料館を設けました。その後、戦後の外交記録についても、三〇年を経過した時点で、次々に公開するようになっています。

- 4. 外務省外交史料館が開館
- 7. 国立公文書館が誕生・発足



### 神奈川県立文化資料館の開館

神奈川県は、県立図書館に併置して文化資料館を設立し、文書館機能を持たせました。

### 国立公文書館



東京都千代田区北の丸公園3の2  
TEL 03-5214-0821

## 新館舎への移転

四月一六日からの三ヶ月間を休館とし、一斉に移転作業を行いました。梱包・運搬・配架など、力仕事の連続でした。

(提供:山口図書館)



新館舎への移転

## 地方調査員会議(第五回)

この年、設置後二年間の実績を踏まえ、地方調査員要綱を定めました。その報告をまとめた『山口県内所在史料目録』も創刊し、着実に成果を上げ始めました。



この年 昭和48年度	
4.	地方調査員要綱を施行
5.	新館舎への移転を開始
7.	新館舎を開館、記念史料展を開催
1.	小沢家文書(陪臣)を受贈
3.	林家文書(庄屋)を受贈
3.	石川家文書(庄屋)を受贈
3.	『山口県内所在史料目録』第1集を刊行

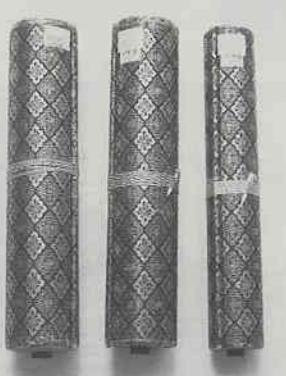
この年 昭和49年度	
1.	市町村役場文書調査(第1次)に着手
5.	『山口県文書館史料目録四(毛利家文庫)』を刊行
5.	高松家文書(戸長)を受贈
10.	内藤家文書(戸長)を受託
11.	佐藤家文書(萩藩士)を受託
1.	成人大学古文書読解講座に協力開始
2.	石田家文書(庄屋)を受贈
2.	国司家文書(萩藩士)を受託

この年 昭和49年度	
•	市町村役場文書調査(第1次)に着手
5.	『山口県文書館史料目録四(毛利家文庫)』を刊行
5.	高松家文書(戸長)を受贈
10.	内藤家文書(戸長)を受託
11.	佐藤家文書(萩藩士)を受託
1.	成人大学古文書読解講座に協力開始
2.	石田家文書(庄屋)を受贈
2.	国司家文書(萩藩士)を受託



## 国司家文書を受贈

旧萩藩士の国司家に伝わった約二五〇点の古文書が寄贈されました。文書を封筒に入れ、さらに特製ケースに収めて、武家文書部門に配架しました。



## 調査室での閲覧利用状況

壁には山口県を代表する香月泰男画伯の油絵がかかっていました。



## 宍戸家文書を収蔵

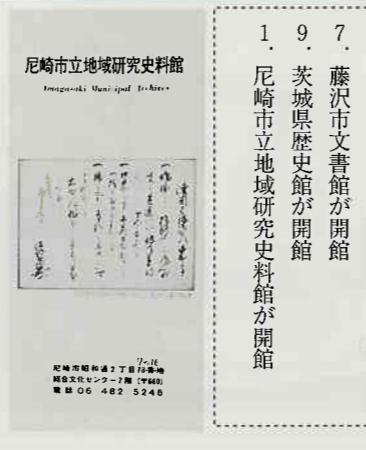
山口博物館と文書館の間で、それぞれの機能分担を進めるために、所蔵資料の交換を検討しました。これにより、博物館から宍戸家文書(萩藩士)が、文書館に移管されました。



茨城県歴史館



茨城県歴史館の開館  
茨城県は、文書館と博物館の機能をあわせ持つ歴史館を設立しました。



藤沢市文書館の開館  
藤沢市は、市史の編集を発展させて文書館を設立しました。



尼崎市立地域研究史料館の開館  
尼崎市立地域研究史料館が開館

# 新しい館舎への移転

—ゆったりとした閲覧室に—

当館が最初に置かれた当時の県立山口図書館の建物

は、昭和三年（一九二八）年に建てられたもので、四十年以上も使用され、建物全体が老朽化し、書庫にも余裕がなくなっていました。特に、この館舎の中に視聴覚セ

ンターと文書館が加わってからはさらに窮屈になり、文書館部分についても収蔵文書の増加のため保管が困難になりました。こうしたことから、山口大学文理学部の跡地を利用した新館舎の建設が計画され、文書館も

県立図書館・点字図書館・視聴覚センターとともに、新館舎に移ることになりました。新館舎は、四七年一月に着工し、四八年四月に完成しました。四月一六日から七月二二日までの三ヶ月間を休館して、七月二三日に新館開きの行事を行い、同日から業務を再開しました。文書館では、これを記念し、七月二三日～八月一八日の間、「新館移転記念史料展」を開き、広く一般に新しい施設を披露しました。

〈文書館施設 新旧面積の比較〉(単位はm<sup>2</sup>)

旧館舎	新館舎
書庫延面積	507
事務室	166
閲覧室	155
その他	25
	700
計	183
	23
	21
	42



開館間近の新館舎

教育庁社会教育課の管轄下にあった図書館・視聴覚センター・文書館が入りました。(提供:山口図書館)



「新館移転史料展」の開催

真新しい閲覧室を展示会場に当てて、記念展を開きました。昭和48年7月。



新館舎の閲覧室

広い大型の机に、30席を設けています。ゆったりとした条件での閲覧が可能になりました。昭和48年頃。

## 「史料協」創立大会の開催

—文書館を全国に広めていくために—

昭和五一年（一九七六）二月二一・二二日、歴史資料保存利用機関連絡協議会の創立大会を、当館引き受けで

山口市で開催しました。

三四四年に誕生した当館に刺激され、全国に文書館の設立が期待されたものの、そのテンポは緩いものでした。

二番目は三八年開設の京都府立総合資料館。その後は、埼玉県立文書館に一六機関が集まり懇談会を開き、次いで四八年に具体化してきました。そこで、四九年三月、埼玉県立文化資料館、四五年福島県歴史資料館と関東地方を中心として文書館機能を持つ施設が設立されています。しかしどの課題を抱えていました。それに文書館はまだ図書館法や博物館法といった法体系を持ち合わせず、どの館も独自に活動している状況でした。

これらの問題を克服していくために、既設館の連携を図る必要が生じ、恒常的な組織の結成に向けての動きが、四八年に具体化してきました。そこで、四九年三月、埼玉県立文書館に一六機関が集まり懇談会を開き、次いで同年一一月に茨城県歴史館で、さらに五〇年に入って数度の会合を重ね、「歴史資料保存利用機関連絡協議会」を設立することと、創立大会を文書館発祥の地の山口で開催することを決定しました。

創立大会には、北は北海道から南は沖縄まで、全国の文書館施設をはじめとして、図書館・博物館・自治体史編集機関・自治体行政文書所管課など、四七機関・六六名の参加を得、関心と期待の高まりを痛感しました。



歴史資料保存利用機関連絡協議会の創立総会

全国から47機関・66人の参加を得て、2日間の創立総会を開きました。昭和51年。



第15回「全史料協」全国大会の研究討議

全国から115機関・181人の参加があり、広島大会は創立15年の広がりを見せました。平成元年10月。

## 「山口県史料」—近世編法制上

を刊行

萩藩の基本的な法令を選んで、「山口県史料」の二冊目を、復刻・刊行しました。



## 熱帯農業学会の資料展示

山口大学農学部が引き受けの熱帯農業学会の資料展示に、調査室の一角を提供しました。文書館も、所蔵するハイトイ民関係の文書を展示しました。



## 文書館誕生の「聖地」山口を案内

「史料協」創立大会のため、全国から参集した会員に、山口の歴史を案内しました。文書・記録を保存する歴史的な環境の大切さを考える上で、よい機会でした。



## 創立

山口県文書館が誕生して一七年、全国各地に高まる文書館設立の気運の中、歴史資料保存利用機関を結ぶ連絡協議会が組織されました。山口県文書館は、埼玉県立文書館や茨城県立歴史館と、その設立を図って、文書館誕生の地「山口」で創立大会を受けました。以後、この会が全国の文書館設立運動を推進しています。



## この年 昭和50年度

12. 勝間田家文書（庄屋）を託付
1. 「山口県史料」近世編法制上を刊行
2. 歴史資料保存利用機関連絡協議会の創立大会を開催

## この年 昭和51年度

1. 市町村役場文書調査（第2次）に着手
9. 内田家文書（庄屋）を受贈
11. 橋本正之文庫（知事）を受贈
1. 「山口県史料」近世編法制下を刊行
2. 古文書・行政文書取扱者講習会（第1回）を開催

## 内田家文書を整理

防府市台道の内田家から、大量の庄屋文書が寄贈されました。分類整理と目録化が終了し、以後、学術的な研究に役立つことになりました。



## 橋本正之文庫を収集

橋本山口県知事の辞任に当たって、その蔵書が文書館と図書館に寄贈されました。知事公舎の書斎で、六七〇冊の本を選別・収集しました。



## 第一回古文書・行政文書取扱者講習会を開催

市町村行政文書の保存を進めるために、関係機関の職員に呼びかけて、その取扱者講習会を開きました。参加者は、四六人に達しました。

## 「史料協」が「会報」を創刊

前年度、山口県文書館が創立大会を引き受けた歴史資料保存利用機関連絡協議会は、茨城県歴史館と埼玉県立文書館が事務局を担当し、さつそく一六ページの『会報』を創刊しました。以後、全国に文書館の設立を呼びかける情報誌として、大きな役割を果たしています。



**毛利家文庫目録を第五冊まで刊行**  
最も多く利用される毛利家文庫の目録を、第五冊まで刊行しました。とくに第五分冊は、未整理のまま伝えられた慶長から元禄年間にかけての文書を目録化したもので、藩政確立期の研究に、新たな史料を提供することになりました。

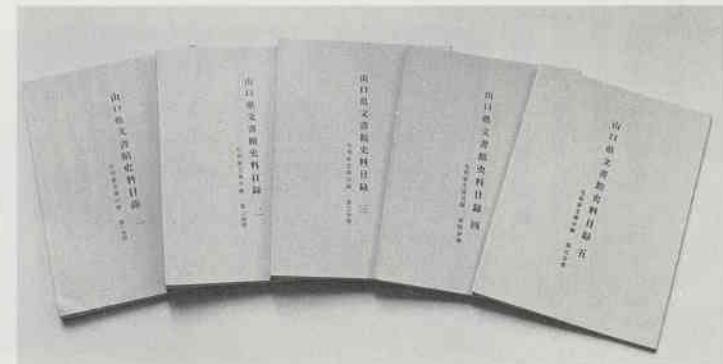
#### 阿武町の役場文書を調査

新庁舎への移転に際して、旧庁舎に残った文書の廃棄を相談されました。文書館から一人が急行し、歴史的な観点から保存すべき文書を調査・選別しました。



#### 第二回文書取扱者講習会を開催

前年度に引き続き、古文書・行政文書取扱者講習会を開きました。虫食いで傷んだ古文書を、裏打ちで補修する実習も取り入れました。



#### この年 昭和52年度

4. 井上家文書（庄屋）を受贈
6. 林家文書（萩藩士）を受託
6. 小田家文書（畔頭）を受託
7. 木津屋家文書（町年寄）を受贈
7. 須佐益田家歴史資料調査に協力
12. 蔵田家文書（庄屋）を受託
2. 古文書・行政文書取扱者講習会（第2回）を開催
3. 「山口県文書館史料目録五（毛利家文庫）」を刊行

#### この年 昭和53年度

7. 福田家文書（庄屋）を受託
2. 中野家文書（庄屋）を受託
3. 「山口県史料」中世編上を刊行
3. 桂家文書（長府藩士）を受贈
3. 梶山鼎介文書（代議士）を受贈
3. 「山口県行政文書仮目録（戦前の部）」を刊行



#### 中野家文書を受託

豊田町の中野家から、一〇〇〇点余の庄屋文書が、トランクで運び込まれました。幕末の薩長交易など、明治維新の研究に欠かせない文書・記録が、公的に保存されることで、学術的な利用も容易になりました。その後、昭和六〇年一月、中野家が保存公開のための施設を新設したので、文書を返還しています。



#### 「山口県行政文書仮目録」を刊行



#### 明治から昭和一〇〇年までの、「戦前」の県庁文書は、利用度が高く、目録の早期刊行が求められていました。これに応えるため、内容の解説を省いた「仮目録」の形で、急速に刊行しました。

#### 復刻・刊行

「地下上申」と名付けられた防長両国の村々の明細書は、近世の基本的な記録として、その復刻・刊行の許可を求める声が高くなっています。文書館での刊行計画が立たなかつたため、山口県地方史学会が出版・販売の計画を立て、三カ年で四巻を完結させました。

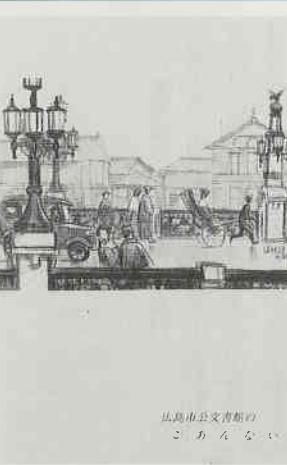


#### 「防長地下上申」を県地方史学会が

**広島市公文書館の設立**  
広島市は、原爆で行政文書を失いましたが、合併地域の町役場文書と、町史・市史の編纂過程で収集した文書を積極的に保存するため、公文書館を設立しました。昭和六一年度からは、公文書公開制度の窓口業務も開始しています。

#### 4. 広島市公文書館が開館

#### 4. 岐阜県歴史資料館が開館



岐阜県歴史資料館



岐阜市公文書館

岐阜市公文書館  
郵便番号 500  
電話 (0582) 63-6676

## 全国都道府県史協議会を開催

「山口県史料」を編集していたことから、第一回の「県史協」の開催を受けました。全国から二八県・五九人の参加がありました。



## 中国山東省視察団を歓迎

山口県と山東省の日中友好が進む中で、文書館も視察団を歓迎しました。



## 中世文書の所在確認調査

教育庁文化課と文書館が提携し、地方調査員の協力を得て、県内に所在する古文書の一斉調査をしました。調査員九人・補助調査員一〇人の体制で、二九八家・一万六四一八点を確認しました。

この年 昭和54年度	
5.	中国山東省視察団が来館
5.	山口県古文書等所在確認調査を開始
6.	毛利家歴史資料調査に協力
10.	全国都道府県史協議会を開催
10.	周布家文書(萩藩士)を受贈
11.	『萩藩閥閲録』全5巻を再刊
12.	松村家文書(陪臣)を受託
2.	山田家文書(庄屋)を受贈
3.	小沢家文書(陪臣)を受贈

この年 昭和55年度	
4.	有光家文書(名主)を受贈
4.	林家文書(萩藩士)を受託
7.	勝間田家文書(庄屋)を受託

この年 昭和55年度	
4.	有光家文書(名主)を受贈
4.	林家文書(萩藩士)を受託
7.	勝間田家文書(庄屋)を受託



## 有光家文書を受託

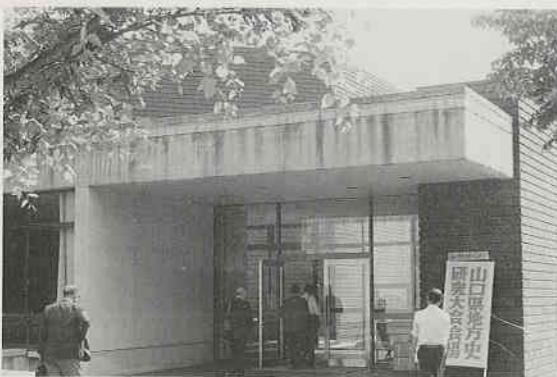
和紙は洋紙より丈夫ですが、何百年もの間に、虫や湿気で傷んでいます。保護用の新しい表紙を付けたり、綴じ糸を更新したりする作業を、コツコツと続けました。

## 徳山毛利家文庫の補修・製本



## 県地方史学会の文書保存運動

山口県地方史学会も、文書館法の制定や市町村行政文書の保存などを要望して、積極的な働きかけをしました。



○冊を一〇箱に納めた状態で、吉富家から寄託されました。



原田家文書の受託を記者発表  
防府市切畠の原田家から一三〇〇点余  
の庄屋文書が寄贈されたことを、報道機  
関に発表しました。古い土蔵の解体に伴  
う保存措置で、以後、学術的な研究に役  
立つことになりました。

#### 『防長寺社由来』の予約募集

『山口県史料』の編集・刊行に代わる  
出版事業として、萩藩の絵図方が集めた  
二〇〇〇点余の寺社由来書を、四カ年で  
全七巻に復刻・刊行する計画を立て、予  
約募集を行いました。近世の寺社史料と  
して好評で、購入予約者は八五〇人以上  
になりました。

この年 昭和56年度
4. 『防長寺社由来』全7巻の刊行に着手
2. 『防長寺社由来』第一巻を刊行
3. 吉富簡一文書(県会議長)を受託
3. 原田家文書(庄屋)を受贈
3. 山田家文書(萩藩士)を受託
3. 村上家文書(萩藩士)を受贈
3. 右田毛利家文書(萩藩士)を受贈
3. 進藤家文書(陪臣)を購入
3. 静間家文書(萩藩士)を受託
3. 『防長風土注進案と同和問題』を刊行
• 『防長寺社由来』第一・三巻を刊行

この年 昭和57年度
7. 『防長風土注進案』(全22巻)の再刊を許可
8. 斎藤家文書(畔頭)を受贈
1. 浦家文書(萩藩士)を受託
3. 『防長風土注進案と同和問題』を刊行
• 『防長寺社由来』第一・三巻を刊行

#### 地方調査員会議(第二三回)

地方調査員制度も発足二二年目を数え、確実に成果を重ねました。県下各地の調査員二二名が、年間二回ほど集まる調査員会議は、研修と情報交換の場になります。



#### 11. 群馬県立文書館が開館

#### 文書館案内



群馬県に、関東地方で三番目の文書館が誕生しました。教育委員会の所属ですから、知事部局の行政文書は、管理委託で受け入れています。

一七年前に完結させた『防長風土注進案』(二二巻)の再版を民間の書店に許可するに当たって、その記載内容の一部が、同和対策審議会の答申の趣旨に違背して利用されることのないように、文書館が本格的な解説書を編集して、同書に添付させました。同時に、初版本の購入者全員にも配布しました。

## 『両公伝史料仮目録』を刊行

旧毛利家両公伝編纂所が集めた毛利敬親(忠正公)・元徳(忠愛公)の伝記史料の目録を、「仮目録」の形で刊行しました。これによつて、長州藩の幕末・維新期の膨大な史料群と伝記原稿が、さらに活用され始めました。



益田家文書をマイクロ撮影

教育庁文化課が昭和五二年に着手した須佐益田家歴史資料調査の一環として、その近世文書をマイクロフィルム七〇巻に撮影しました。文書館の全員が、文化課などからの応援を受けて、大型カメラ三台で、一四日間ほど、集中的に取り組みました。



**中庭と調査室**  
光と緑の中庭は、調査室から眺める閑静な空間です。

- | この年 昭和58年度 |                      |
|------------|----------------------|
| 8.         | 吉川家歴史資料調査に協力         |
| 8.         | 今井家文書(満鉄職員)を受贈       |
| 10.        | 益田家文書(萩藩士)をマイクロフィルム化 |
| 11.        | 古文書解説講座を創設 第1回柳井市    |
| 1.         | 鍛治利吉文書(県会議員)を受贈      |
| 3.         | 『兩公伝史料仮目録』を刊行        |
| 3.         | 『防長寺社由来』第四・五巻を刊行     |

この年 昭和59年度	
5.	県庁舍移転に伴う廃棄文書を収集
6.	「目でみる萩から江戸へ」展を開催
8.	大谷家歴史資料調査に協力
1.	春日山荘舎書庫の利用を開始
1.	『防長寺社由来』第六巻を刊行
3.	英國学士院会員サークス博士が来館
3.	副館長職が設置される
3.	『県庁伝来旧藩記録等仮目録』を刊行

門部に移しての開催でした。山口市での県生涯教育センター主催講座に協力していることに加えての、文書館独自の地方講座です。六人の職員が一度ずつ担当する六回シリーズの入門講座です。

「目でみる萩から江戸へ」展を開催

県庁舎の竣工を祝つて、文書館も一週間の記念展を開催しました。一般の閲覧業務は特別調査室に移して、閲覧室全体を展示会場に模様替えし、「行程記」などの絵図で、参勤交替の様子を展開しました。



古文書解説講座を開催(第二回)

県下各地の古文書学習熱の高まりに応えて、古文書解説講座を豊浦町で開きました。第一回は、前年度、周防部の柳井市で実施していたことから、二回目は長

10.	川崎市公文書館が開館
-----	------------

川崎市公文書館

川崎市公文書館の開館  
政令指定都市の川崎市は、情報公開制度を確立する手段として、公文書館を設立しました。



## 月例小展示の「お知らせ」を開始

広報活動の強化のため、月例の小展示を、毎月の「教育だより」で紹介することにしました。展示内容に一段と工夫を凝らして、ポスターの掲示も始めました。



参議院文教委員一行の来館

山口県の教育事情を視察する一行四人を迎えて、文書館法の早期制定を要望する機会に恵まれました。その後の文教委員会では、さっそくこの要望が取り上げられ、文書館をめぐって国会で質疑応答が繰り広げられました。



中国山東省文物視察団の来館

山口県と山東省の友好が進んで、専門的な分野での交流が行われるようになります。具体的な質問で、書庫の見学にも熱が入りました。



## 大阪府公文書館の開館

大阪府は、知事部局に公文書館を設立しました。



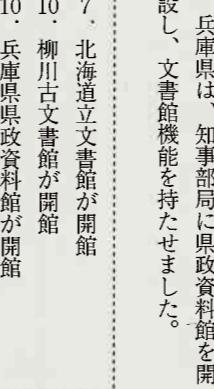
## 北海道立文書館の開館

北海道は、赤煉瓦の旧庁舎を活用して、知事部局に文書館を開設しました。



## 兵庫県立文書館の開館

兵庫県は、知事部局に県政資料館を開設し、文書館機能を持たせました。



## 愛知県公文書館の開館

愛知県は、知事部局に公文書館を開設しました。

## 第1回文書館振興国際会議の開催

- | この年 昭和61年度 |   |
|------------|---|
| 1          | 『府県史料山口県』の刊行に着手   |
| 2          | 吉川春子参議院文教委員が来館  |
| 3          | 文書館制度の調査研究を目的とする吉川議員の視察を再び受けました。文書館法の制定を目指した国会議員の調査活動が活発になりました。 |
| 4          | 『萩藩閥関録』全5巻の再々刊と別巻目録の編集に着手                                       |
| 5          | 中国山東省文物視察団が来館   |
| 6          | 岡藤家文書（庄屋）を受託  |
| 7          | 有光家文書が県指定文化財となる   |
| 8          | 第1回文書館振興国際会議（大阪）に参加   |
| 9          | 菊屋家文書調査に協力（第1回）   |
| 10         | 地下上申絵図の高精度カラー複製化に着手   |
| 11         | 地下上申絵図を展開・接続  |
| 12         | 吉川春子参議院文教委員が来館  |
| 13         | 『諸文庫仮目録2』を刊行  |
| 14         | 『防長寺社由来』第七巻を刊行（全7巻完結）   |
| 15         | 吉川家文書（軍人）を受贈  |
| 16         | 吉川春子参議院文教委員が来館  |
| 17         | 地下上申絵図の高精度カラー複製化に着手   |
| 18         | 吉川春子参議院文教委員が来館  |
| 19         | 地下上申絵図を展開・接続  |
| 20         | 『諸文庫仮目録2』を刊行  |

- | この年 昭和60年度 |                           |
|------------|---------------------------|
| 1          | 『萩藩閥関録』全5巻の再々刊と別巻目録の編集に着手 |
| 2          | 吉川家文書（軍人）を受贈              |
| 3          | 有光家文書が県指定文化財となる           |
| 4          | 『防長寺社由来』第七巻を刊行（全7巻完結）     |
| 5          | 吉川家文書（軍人）を受贈              |
| 6          | 岡藤家文書（庄屋）を受託              |
| 7          | 有光家文書が県指定文化財となる           |
| 8          | 第1回文書館振興国際会議（大阪）に参加       |
| 9          | 吉川春子参議院文教委員が来館            |
| 10         | 地下上申絵図の高精度カラー複製化に着手       |
| 11         | 吉川春子参議院文教委員が来館            |
| 12         | 地下上申絵図を展開・接続              |
| 13         | 『諸文庫仮目録2』を刊行              |
| 14         | 『防長寺社由来』第七巻を刊行（全7巻完結）     |
| 15         | 吉川家文書（軍人）を受贈              |
| 16         | 吉川春子参議院文教委員が来館            |
| 17         | 地下上申絵図の高精度カラー複製化に着手       |
| 18         | 吉川春子参議院文教委員が来館            |
| 19         | 地下上申絵図を展開・接続              |
| 20         | 『諸文庫仮目録2』を刊行              |



「地下上申絵図」を展開・接続

テレビ番組の取材に応じて、防長二力國の村絵図三八〇枚を、体育館一杯に展開し、接合してみました。長門部だけで、縦二三メートル・横一九メートルの壯観でした。



「府県史料山口県」の刊行に着手

明治初期の山口県政の基本史料として、「府県史料山口県」の復刻・刊行を全六巻で計画し、その第一巻を発行しました。近代文書の最初の復刻事業です。



栃木県立文書館

栃木県は、教育委員会の所轄で、文書館を設立しました。

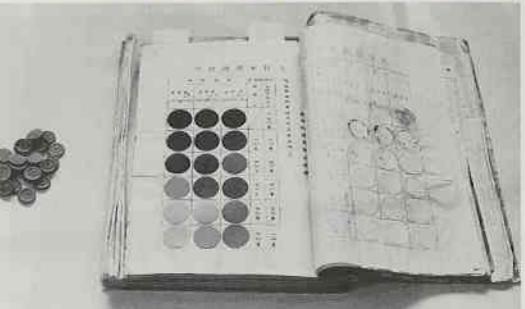


栃木県立文書館の開設

〒320 栃木市宇都宮市篠田1-1-20  
電話 0286 (25) 3450

## 菊屋家文書調査に協力

国立史料館が、前年度に引き続き、萩市菊屋家文書を調査しました。東京から三人に、萩市郷土博物館の二人と山口県文書館の二人が加わって、調査目録を作成しました。



## 「まぼろしの陶貨」を公表

敗戦後三年、まぼろしの造幣計画一件文書と、試作段階の脆い陶貨が寄贈されたことから、その保護ケースを整えて、一般に公表しました。戦時下の物資欠乏を物語る日本のにがい記録です。



## この年 昭和62年度

8. 周防国分寺歴史資料調査に協力
8. 菊屋家文書調査に協力(第2回)
1. 「府県史料山口県」を刊行
3. 「諸文庫仮目録3」を刊行

## この年 昭和63年度

6. 徳山毛利家歴史資料調査に協力
11. 「府県史料山口県」を刊行
1. 「萩藩閥閲録」別巻(家分け文書目録)を刊行、全6巻完結
3. 山口県文書館「年報」を創刊
3. 「山口県文書館」(要覧)を作成
3. 「徳山毛利家文庫仮目録1」を刊行

第三版の発行に際して、新規に計画した別巻(家分け文書目録)を刊行し、「閥閲録」を全六巻としました。本編の検索が容易になりました。

## 『萩藩閥閲録』別巻を刊行

全国からの見学者に向けて、「山口県文書館」(要覧)と「年報」を作成しました。文書館の業務内容を的確に紹介するパンフレットです。

## 年報

昭和63年度



## パソコンを導入

事務処理のスピードアップと、文書整理の効率化を図るために、パーソナルコンピューターを導入しました。ニュー文書館への第一歩です。



## 「要覧」の作成と「年報」の創刊

全国からの見学者に向けて、「山口県文書館」(要覧)と「年報」を作成しました。文書館の業務内容を的確に紹介するパンフレットです。



## 千葉県文書館の開館

千葉県は、知事部局に文書館を設立しました。



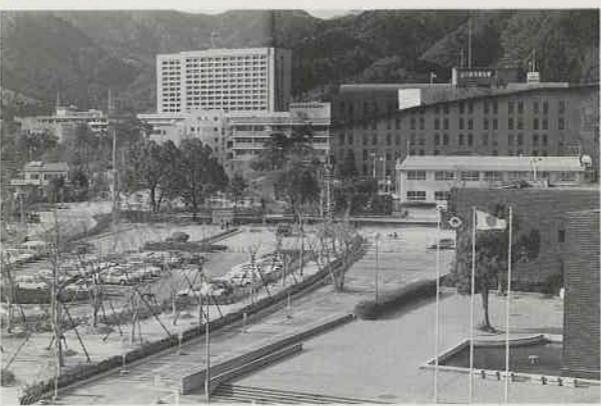
## 広島県立文書館の開館

広島県は、知事部局に文書館を設立しました。

6. 千葉県文書館が開館
7. 大阪市公文書館が開館
10. 広島県立文書館が開館

## 大阪市公文書館の開館

政令指定都市の大坂市は、市長部局に公文書館を設立し、公文書公開制度の窓口業務も担当させました。



前庭(パークロード)工事が進捗  
北側のプレハブ庁舎が取り壊され、館舍周辺の環境整美が進みました。



## 「公文書館法」設立前夜の全史料協

全史料協の顧問である岩上参議院議員から、公文書館法が成立する見通しになつたことの報告をうけ、全史料協の北海道大会は画期的な大会となりました。岩上議員の熱意が結実した参議院からの議員立法です。

4. 富山県公文書館が開館
12. 公文書館法が可決・成立



富山県は知事部局に公文書館を設立しました。

## 富山県公文書館

# 古文書講座の開催

—先人の記録を読む手ほどきに—

当館が保存し利用に供している文書記録類は、その半分が江戸時代に作成された手書きのものです。

これらはいわゆる古文書と呼ばれるもので、ほとんどが墨書の崩し字（草書体）で書かれています。そのため現代の人が初めて接すると、ほとんどが読めない、理解出来ないことがあります。

当館では、特に利用が多く、広く普及させたい史料を活字に置き換え、史料集として刊行して来ています。しかし全てを刊行することは不可能ですし、なによりも歴史の研究には、直接原文書に接することが望ましいものです。そのため、古文書の手ほどきとして、次の古文書解説講座に協力し、また主催事業として実施して来ました。

## ▽県民大学講座「古文書解説講座」

山口県教育庁社会教育課から、生涯教育を推進めるため、成人大学講座の一つに古文書解説講座を設けることについて協力の要請があり、当館は、全面的に協力することになりました。

この講座は、昭和四九年（一九七四）を第一回とし、以後好評のうちに毎年続けられています。五九年度からは、山口県生涯教育センターの主管事業となりました。当初は、初めて古文書に接する人を対象とした初心者講座でしたが、回を重ねるうちに、さらに内容を進めた講座の希望が出たため、六二年度からは、「入門講座」と「専修講座」の二講座に分けて開講しています。また、専修講座については、六三年度から大学・博物館・図書

館の専門家にも協力を依頼し、講師も内容もバラエティに富んだものにしました。

## ▽文書館古文書講座

前記の講座の会場は山口市に限られていることから、県内各地からも、古文書講座の開催を希望する声が寄せられてきました。

これに応えるため、当館は県下各地に出張して行う巡回講座を企画し、地元教育委員会との共催で開くことにしました。

第一回の講座は、昭和五八年一月から二月にかけて、柳井市で六回ほど実施。以後、毎年一回、周防地区と長門地区を交代して開き、各地域の学習者から好評を得ています。



県民大学「古文書解説講座」への協力

生涯教育の推進に協力するため、昭和49年度から毎年度、専門職員の6人全員がそれぞれテキストを作り、講師を勤めてきています。昭和62年1月。



古文書講座の開催地（文書館主催）

年度	開催地	期間	講座数
58	柳井市	11月1日～12月13日	6
59	豊浦町	11月2日～12月14日	6
60	新南陽市	11月8日～12月6日	5
61	豊田町	11月13日～12月18日	6
62	熊毛町	10月30日～12月11日	6
63	阿東町	11月4日～12月9日	6
元	徳山市	11月11日～12月16日	6

文書館が主催する古文書講座

毎年1カ所、周防部と長門部を交互に、6回シリーズの古文書講座を始めました。山口市以外の人々の希望に応える講座として、好評です。第1回は柳井市で昭和58年に開催。平成元年12月。

## 三〇周年記念事業の実施

—県民のなかの文書館をめざして—

昭和三四年（一九五九）に全国で初めて文書館として開設された当館は、平成元年度に三〇周年を迎えました。

現在、わが国の文書館界を見ると、都道府県立の施設が一七館、建設中及び準備中のものを含めると二〇館を越えようとしています。三〇年前の独立歩の状況を思起ことと隔世の感があります。昨六三年六月一日には公文書館法も施行され、文書館の世界も新しい時代を迎えることになりました。

ここで当館は、三〇年の実績をベースにして、新時代に向かっての飛躍と充実にそなえるため、さらには県の内外に誇るべき文書館の存在と役割を、県民各層に広く認識してもらうことを目的に、四つの記念事業を行いました。

▽展示会「むら・まち・うら—歴史のメッセージ」

九月一六日（土）から一〇月一五日（日）まで、祝日と月末休館日を除く二七日間、文書館閲覧室で開催しました。

これは一般県民を対象とし、当館所蔵資料の中からビジュアルなもの五〇点を選び、「ふるさと」学習を通して、文書館の役割を理解してもらうことを目指したものでした。

▽司馬遼太郎講演会「歴史の中の防長二州」

一二月三日（日）一四時三〇分から一六時まで、山口市民会館を会場に、山口県教育財團と山口県地方史学会の共催、山口市教育委員会の後援を得て開催しました。

『世に棲む日々』『花神』『殉死』など、幕末維新期か



「むら・まち・うら」歴史のメッセージ展  
閲覧室を展示会場に模様がえして、1カ月の特別展を企画しました。平成元年9月。



『絵図で見る防長の町と村』を記念出版

県下56市町村について、江戸時代の景観を100図ほど選定し、「ふるさと」学習の資料に提供しました。平成元年10月。



司馬遼太郎講演会「歴史の中の防長二州」  
開館30周年を記念する講演会は、県民に大いに歓迎されました。平成元年12月3日。

入场の順番を待つ来聴者

山口市民会館の1500席は全て埋まり、あふれた人々はロビーで耳を傾けました。





山口県文書館開館30周年記念  
司馬遼太郎講演会  
「歴史の中の防長二州」  
入場無料  
●日時/12月3日(日)・開場 午後2時・開演 午後2時30分  
●会場/山口市民会館・大ホール  
主催■山口県・山口県教育委員会 山口県教育財団・山口県地方史学会 後援■山口市教育委員会

一般県民を対象に、司馬遼太郎講演会を開催しました。一五〇〇人を収容する山口市民会館は満席で、入場できない人々が会場ロビーを埋め尽くして、熱心に聞き入るほどの盛会でした。

#### 司馬遼太郎講演会を開催



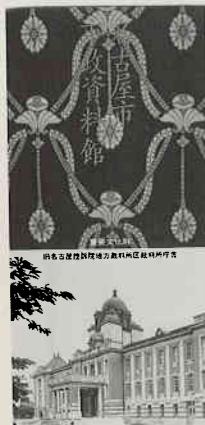
毎年、春になると、山口大学国史研究室の三・四回生の古文書演習が行われます。これを機に、文書館に通つて卒業論文を書く学生が増えています。

#### 徳山毛利家文庫の整理

前年度に引き続いだ、膨大な量の日記類の目録を刊行する作業を進めました。江戸や国元の藩役所が保存していたそれぞの元の秩序に戻すことが、整理の第一段階です。



名古屋市市政資料館の開設  
名古屋市は、重要文化財の旧裁判所庁舎を活用して、市政資料館を開設しました。市長部局に所属して、公文書館業務を担当します。



#### この年 平成元年度

7. 快友寺歴史資料調査に協力
6. 第1回全国公文書館長会議に出席
9. 開館30周年記念展「村・町・浦」を開催
10. 開館30周年記念出版『絵図でみる防長の町と村』を刊行
11. 「府県史料山口県四」を刊行
12. 開館30周年記念「司馬遼太郎講演会」を開催
3. 「徳山毛利家文庫仮目録2」を刊行



#### 有光家文書の帰館

京都の文化財保存修理所で修理を終えた有光家文書が、本格的な桐の保存箱に収まつて、四年ぶりに帰ってきました。県指定文化財にふさわしい修理として、文化財専門の技術者に託し、文書の原形に戻す方針の下に補修しました。



#### 調査室を臨時移動

正規の調査室を開館30周年記念展の会場に転用したことから、臨時の調査室を旧食堂に開設しました。残暑と残暑を防ぐ苦労の続いた二四日間でした。

#### 「村・町・浦」展を開催

開館30周年記念の行事として、一ヵ月間の企画展示を開催しました。県立山口博物館の大型ケースを借りて貴重な文書を並べ、「歴史のメッセージ」として展覧しました。



#### 「絵図でみる防長の町と村」を刊行

開館30周年記念の出版物として、県下五六市町村の全域にわたり、江戸時代の主要集落一〇〇カ所の絵図を選定し、豪華な絵図帳を編集しました。「ふるさと学習」の促進に活用されています。



#### 神戸市文書館の開館

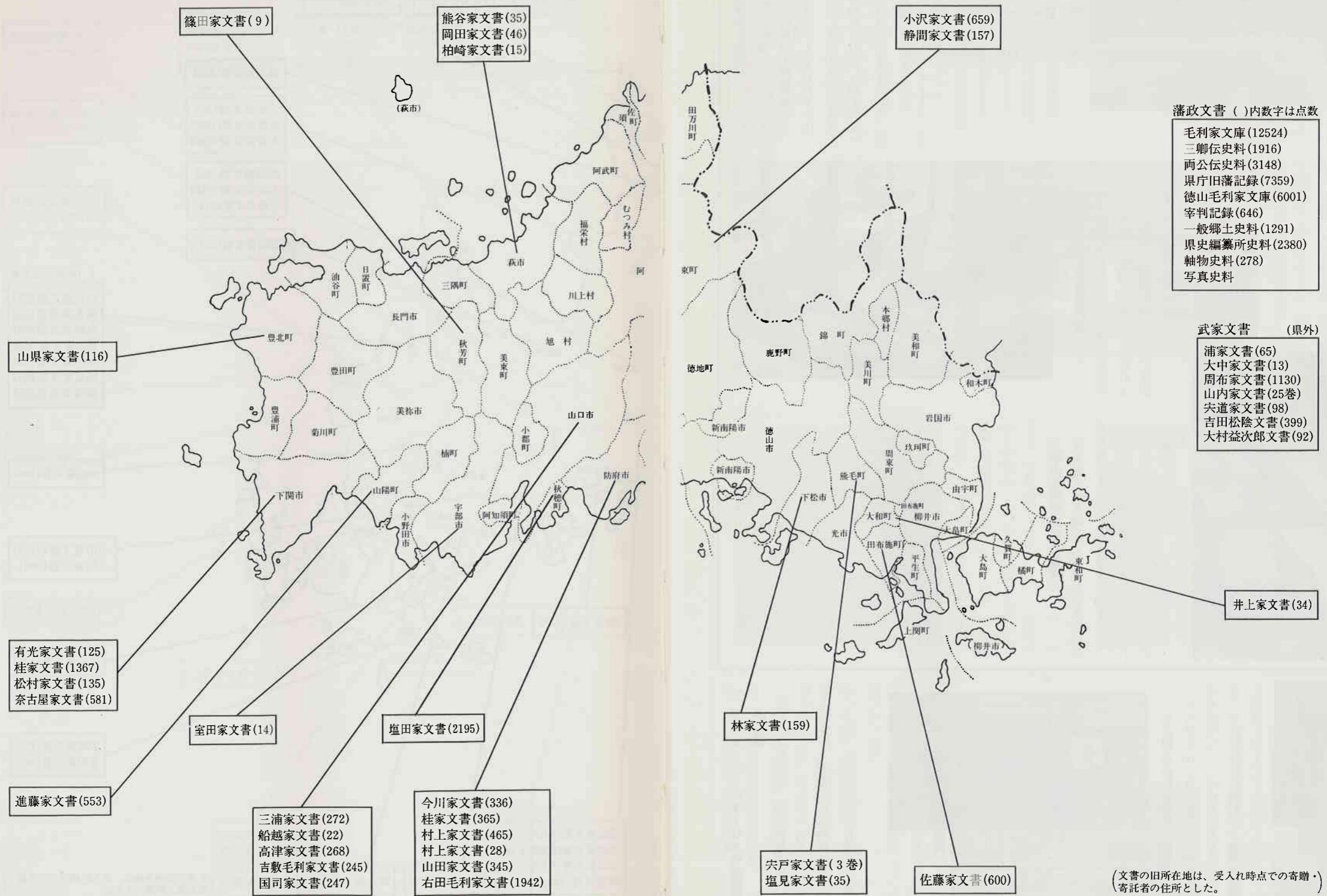
神戸市は、市史の編集で集めた文書をもとにして、市長部局に文書館を開設しました。



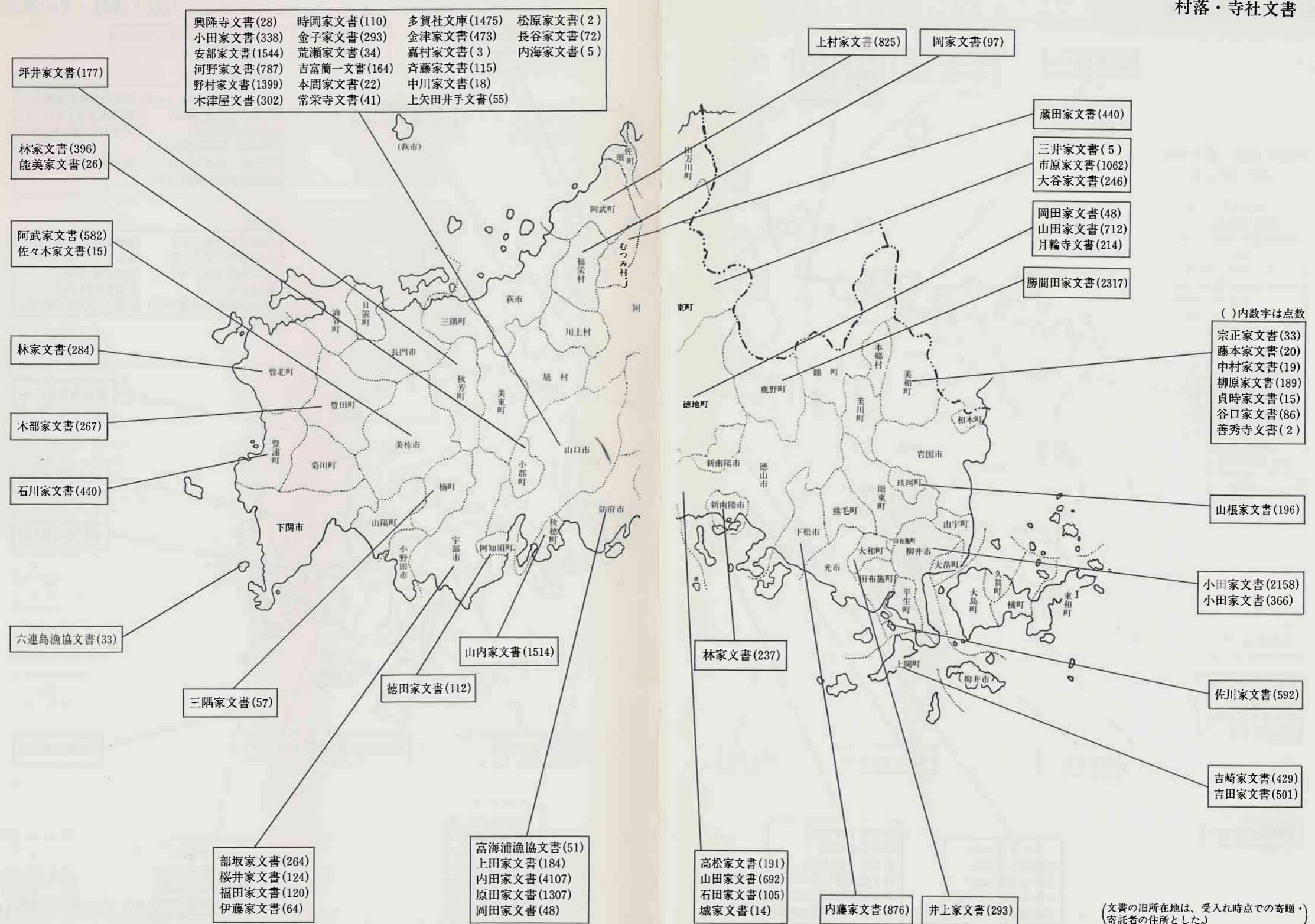
6. 神戸市文書館が開館
6. 国立公文書館が公文書館法施行一周年記念ジャン・ファビエICA会長講演会(東京)を開催
6. 国立公文書館が公文書館法施行一周年記念ジャン・ファビエICA会長講演会(東京)を開催
10. 名古屋市市政資料館が開館
11. 北九州市立文書館が開館



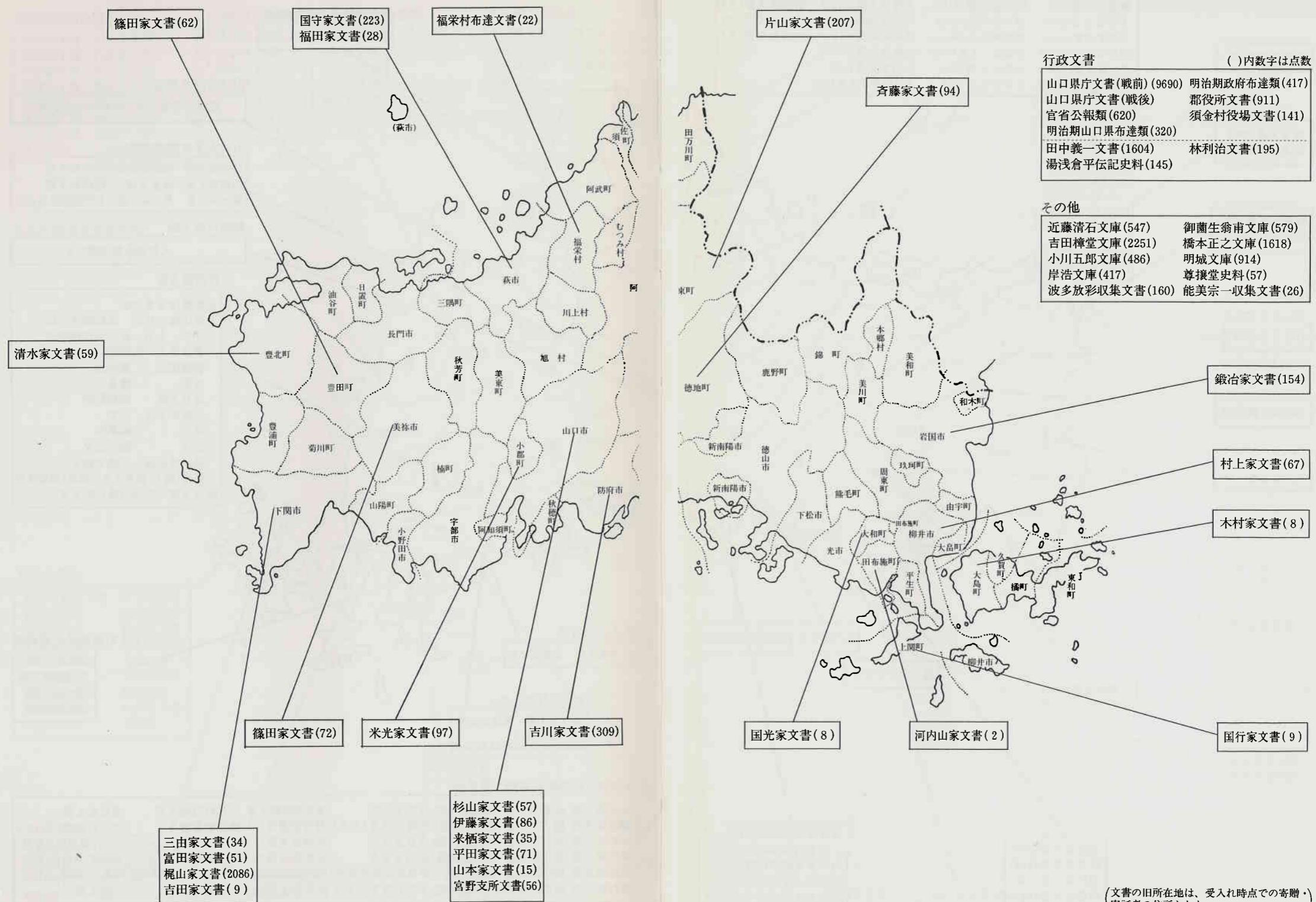
北九州市は、情報公開制度と関連させて、市長部局に文書館を設立しました。

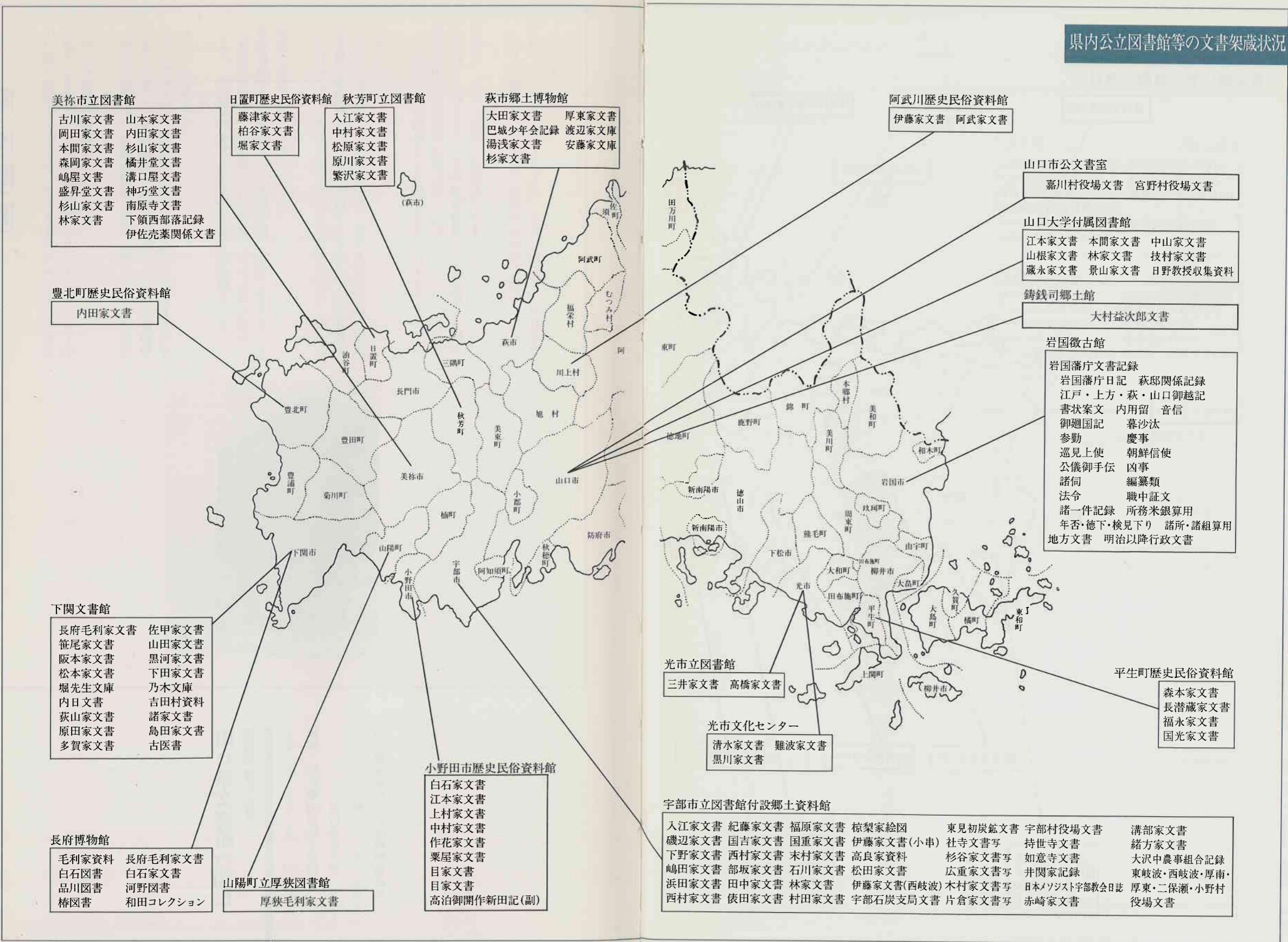


## 村落・寺社文書



## 行政・議員・その他文書





山口県文書館の三〇年が、そのまま日本の文書館の最長記録となります。その名誉と責任をヒシヒシとかみしめながらの執筆・編集になりました。

歐米に發達した文書館制度を最初に導入した山口県担当者の先見と、関係論文の翻訳から始めた山口図書館關係者の熱意など、先覚の識見にあらためて敬意を覚えずにはいられません。

また、草創期の館員は、不十分な施設設備と、乏しい予算事情の下で、基本的な日常業務をやりとげながら、複刻出版や企画展示など、多種多様な事業に着手し、文書館の存在を世に広めています。

それやこれ、孤立無縁とも思える情況の中で、今日の文書館の基礎を築いてきた関係者の奮闘と、全国各地から寄せられた温い支援の数々は、書き上げれば切りがありません。

この三〇年の軌跡をより確かなものにするために、全館員が相互に原稿を点検し合いながら、ビジュアルな記念誌にまとめました。その執筆過程で、文書館の一層の前進に、さらに努力する決意もできました。

なお、掲載写真のうち、館外から借用したものについては、それぞれ注記しました。ここに記して、お礼を由  
しあげます。



## 山口県文書館の30年

開館30周年記念

平成二年三月三十日

編集・発行 ● 山口県文書館

八〇八三九一二四一二

印刷 ● 瞬報社写真印刷株式会社

廻議，罪紙

山口縣廳